

成年後見制度に関する実態把握調査

報 告 書

令和4年3月

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

は　じ　め　に

近年、認知症高齢者の増加や障害者の地域移行などに伴い、意思決定に支援が必要な方に対する総合的な権利擁護支援体制の構築がより一層求められています。

そこで、本調査は、県内における成年後見制度の取組状況や制度利用に関する潜在的ニーズを「見える化」することにより、今後予想される成年後見制度に係るニーズの増大に対応できる後見実施体制整備等の必要性を明らかにするとともに、成年後見制度の啓発や県内の権利擁護に係る体制整備の取組推進の契機となるよう実施したものです。

また、国が本年度策定し、令和4年度から施行される「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においても、地域共生社会の実現に向けて、地域連携ネットワークによる権利擁護支援策の一層の充実が図られることとなっており、その担い手として、市民後見人や法人後見の更なる推進が期待されており、社会福祉法人による法人後見の推進についても検討する必要があるとされています。

本報告書が、今後の成年後見制度の利用促進に向けた取組と併せて、県民への成年後見制度に関する啓発や施設・事業所の権利擁護支援に活かされ、地域において制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる権利擁護体制の醸成に資することを祈念しております。

最後になりましたが、コロナ禍において、日々の利用者や相談者に対する支援で大変御多忙の中、本調査に御協力をいただきました施設・事業所の皆様に対して、厚く御礼申し上げます。

令和4年3月1日

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

目 次

1 成年後見制度に関する実態把握調査の概要	1
2 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度 に関する実態把握調査結果の分析	2
3 社会福祉施設・事業所等における今後の成年後見制度 の取組に関する意見・要望（記述回答の要点）	8
4 専門職団体の受任状況等一覧	12
(1) 福岡県弁護士会	
(2) 福岡県司法書士会	
(3) 福岡県社会福祉士会	
5 社会福祉施設・事業所等における今後の成年後見制度 の取組に関する意見・要望（記述回答の全文掲載 事業所所在地ごと）	20
6 (参考) 成年後見制度に関する実態把握調査	47

【成年後見制度に関する実態把握調査の概要】

1 調査目的

福岡県内における成年後見制度の取組状況等に関する調査を行い、成年後見制度利用に関する潜在的ニーズを“見える化”することにより、今後、予想される成年後見制度に係るニーズの急増に対応できる後見実施体制整備等の必要性を明らかにし、県内の権利擁護に係る取組推進の契機となるよう調査を実施する。

2 調査の種類、対象

(1) 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査

別添参考

ア 対 象 県内の福祉施設・事業所等（6,930か所）

イ 回答数 2,330か所（33.6%）

(2) 成年後見制度に係る専門職団体の受任状況に関するアンケート調査

対 象 福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、福岡県社会福祉士会

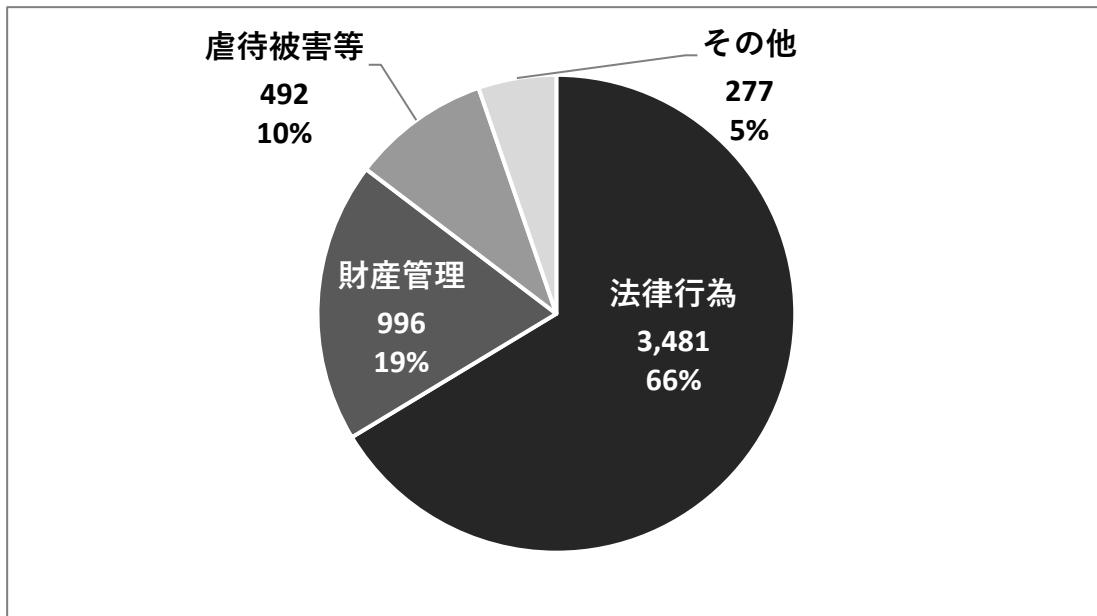
3 調査期間

令和3年9月27日（月）から令和3年10月18日（月）まで

社会福祉施設・事業所等における 成年後見制度に関する実態把握調査 結果の分析

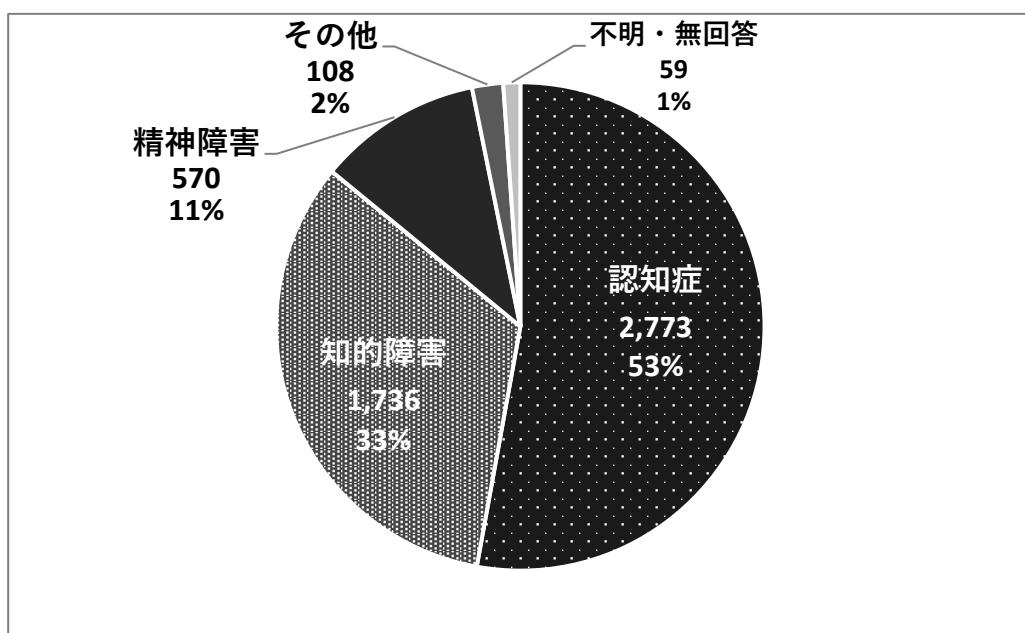
【調査結果の分析】

1 成年後見制度等の権利擁護の支援が必要な方は、5,246名であった
(回答数 2,330か所での積上げ)。

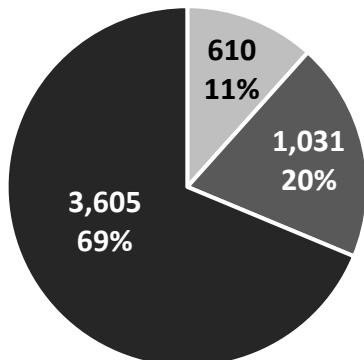


支援を要する内容としては、法律行為3,481名(66%)、財産管理996名(19%)、虐待被害等492名(10%)、その他277名(5%)であった。

2 権利擁護の支援が必要な方の主要な属性は、認知症又は認知症が疑われる方が2,773名(53%)、知的障害又は知的障害が疑われる方が1,736名(33%)、精神障害又は精神障害が疑われる方が570名(11%)、その他108名(2%)であった。



3 施設・事業所等（2,330か所）における「権利擁護の支援が必要な方」のうち、身寄り・親族などの協力を見込めない人は1,641名で、権利擁護の支援が必要な方の約3割を占めている。現在、支援者がいる方についても、将来、親族の高齢化等により、協力が困難となるケースが増加する可能性がある。

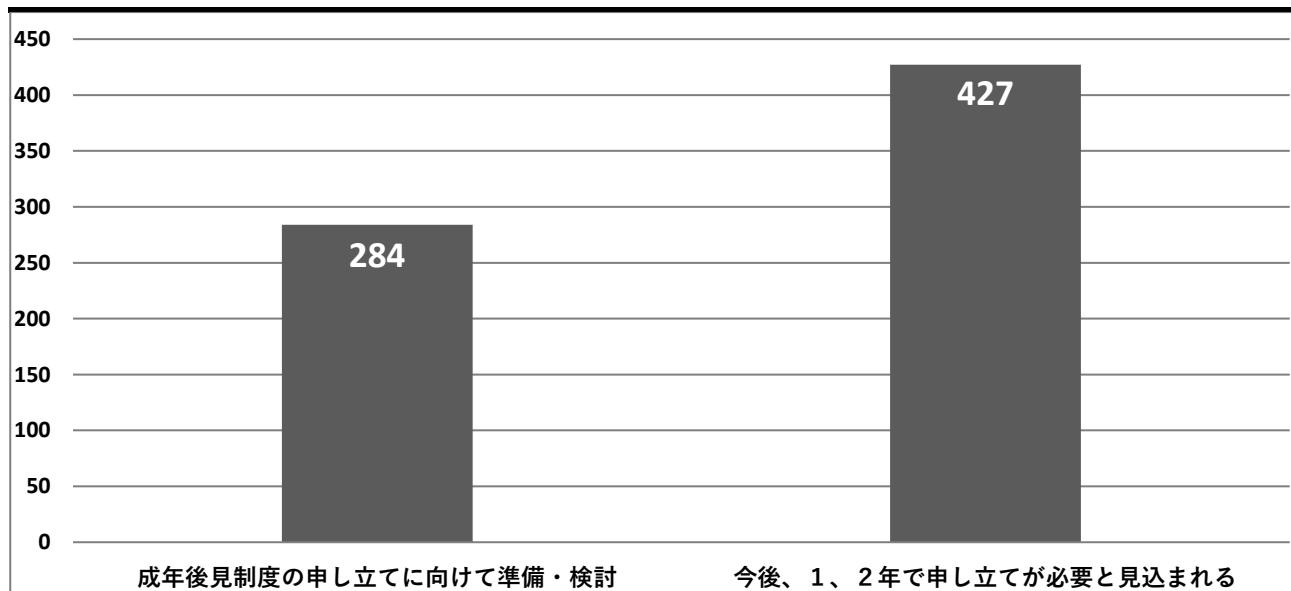


■ 身寄りがない、又は、近くに頼れる親族がない
■ 親族はいるが、協力を得ることが困難である
■ 親族等の支援者がいる

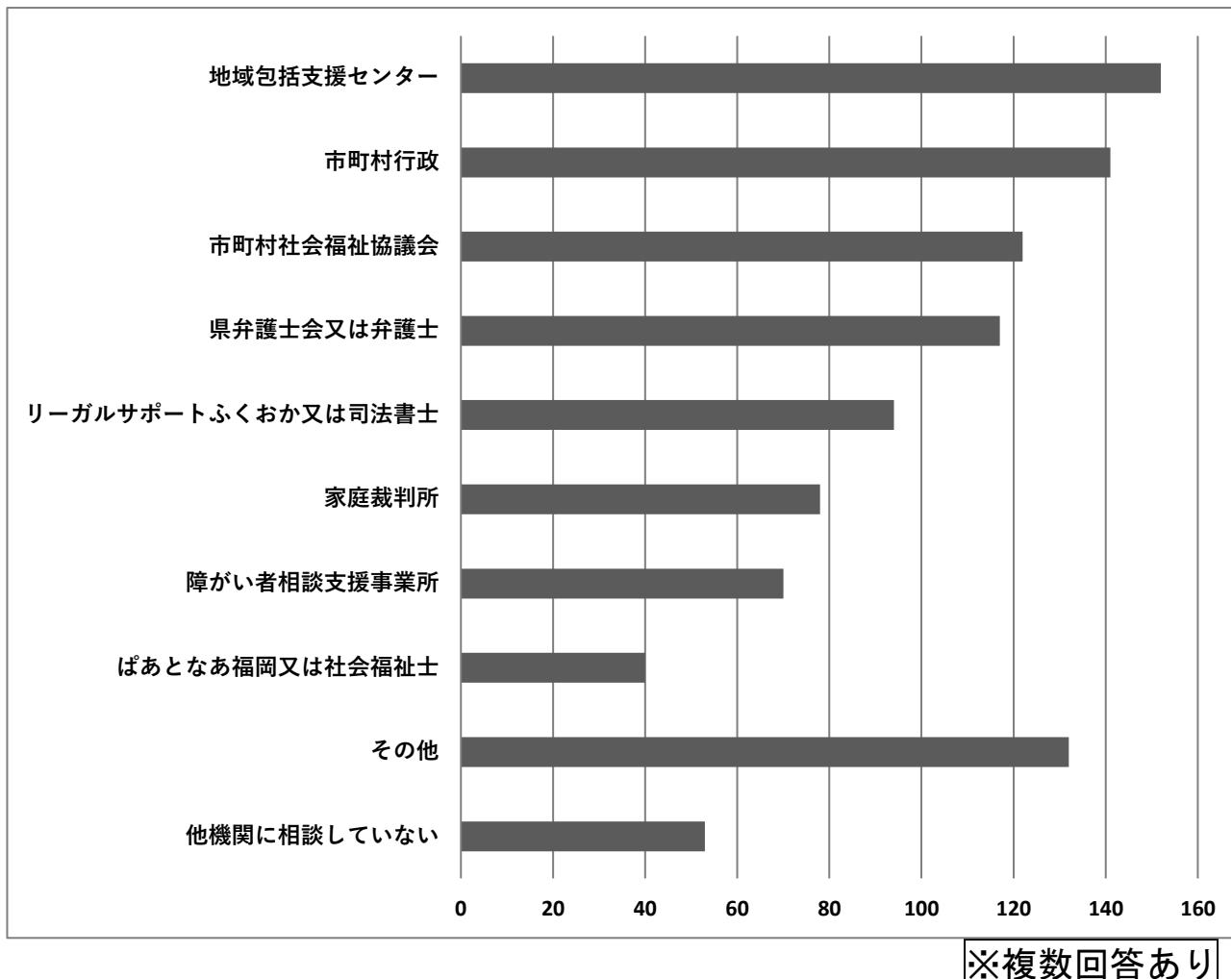
権利擁護支援が必要と回答された5,246名のうち、「身寄りがない又は近くに頼れる親族がない」人が610名（11%）、「親族はいるが協力を得ることが困難な人」が1,031名（20%）であった。

4 施設・事業所等（2,330か所）における「権利擁護の支援が必要な方」のうち、成年後見制度の申し立てに向けて準備・検討している方は284名、今後1～2年で成年後見制度の申立が必要と見込まれる方は427名であった。

また、過去3年間で成年後見制度の利用に繋がった利用者は1,056名であった。



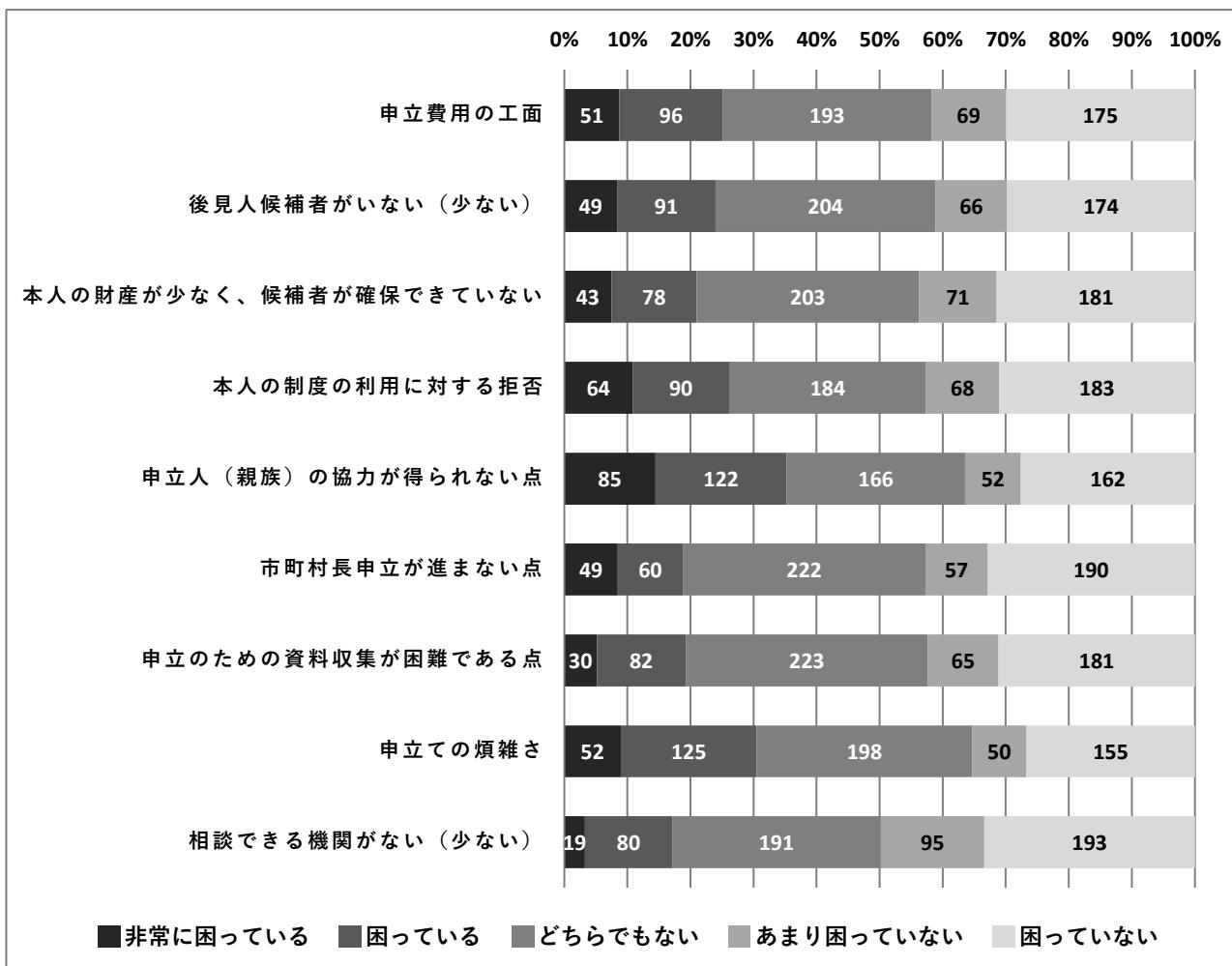
5 成年後見制度の申立に向けて準備・検討を進める上で相談している機関として最も多いのは、地域包括支援センターで、次いで、市町村行政や市町村社会福祉協議会となっている。



高齢者関係の施設・事業所が最も多く相談している機関は、地域包括支援センター（152件）で、障がい者関係の施設・事業所が最も多く相談している機関は、障がい者相談支援事業所（70件）であった。

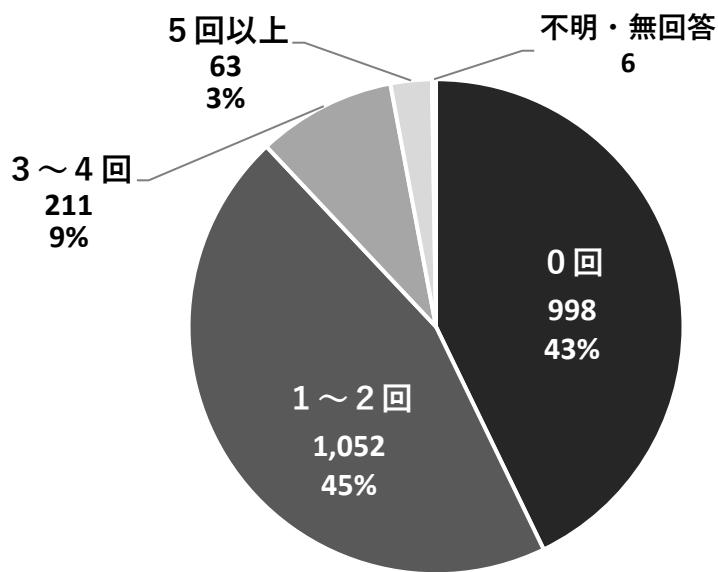
種別を問わず相談先としての回答が多かった機関は、市町村行政（141件）や市町村社会福祉協議会（122件）で、その他、成年後見制度の専門職団体及び専門職に相談しているケースが多かった。

6 成年後見制度の申立に向けて準備・検討を進める上で困っている点は、「申立人（親族）の協力が得られない点」が最も多い、次いで「申立の煩雑さ」、「本人の制度の利用に対する拒否」となっている。



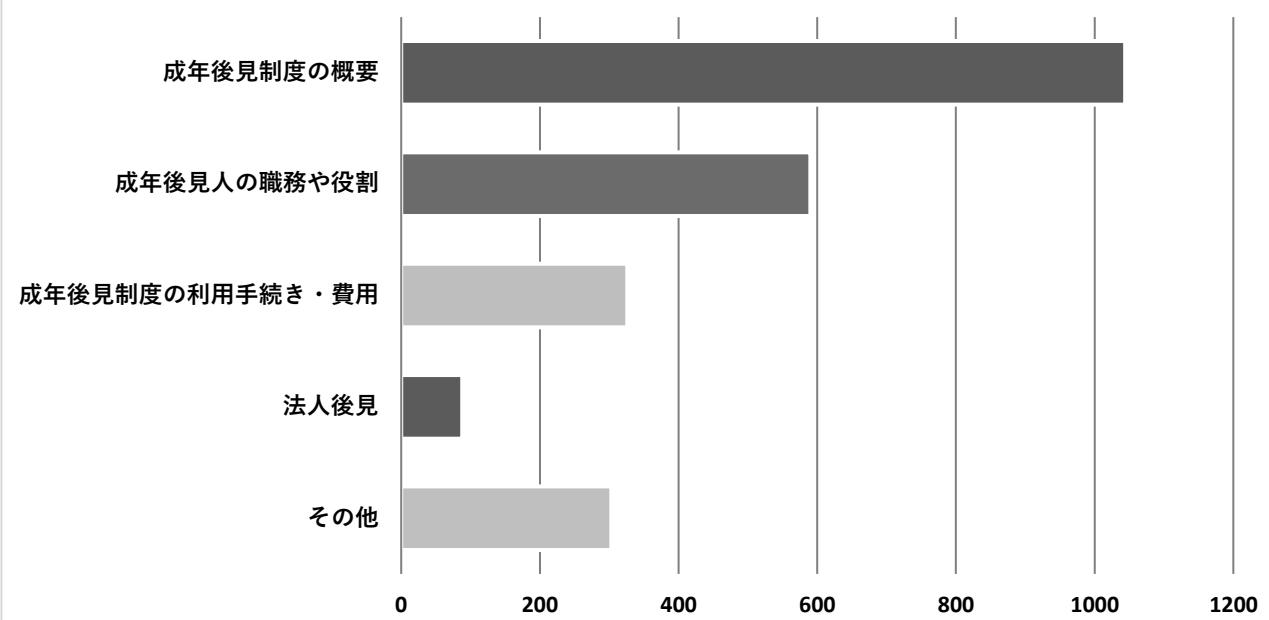
成年後見制度の申立に向けて最も困っている点としては、「申立人（親族）の協力が得られない点」と「申立の煩雑さ」が多かった。他の項目は、困っている点が多くても2割程度であったのに対して、申立人（親族）の協力が得られないことや申立の煩雑さで困難に直面したケースは、申立てに向けて準備・検討を進めたケースのうち、約3割となっている。

7 施設・事業所（2,330か所）における権利擁護及び成年後見制度に関する直近2年間の内部研修や外部研修の実施回数は、「1～2回」が最も多かったが、次いで、研修等を実施していない事業所が多かった。以降、「3～4回」、「5回以上」の順であった。



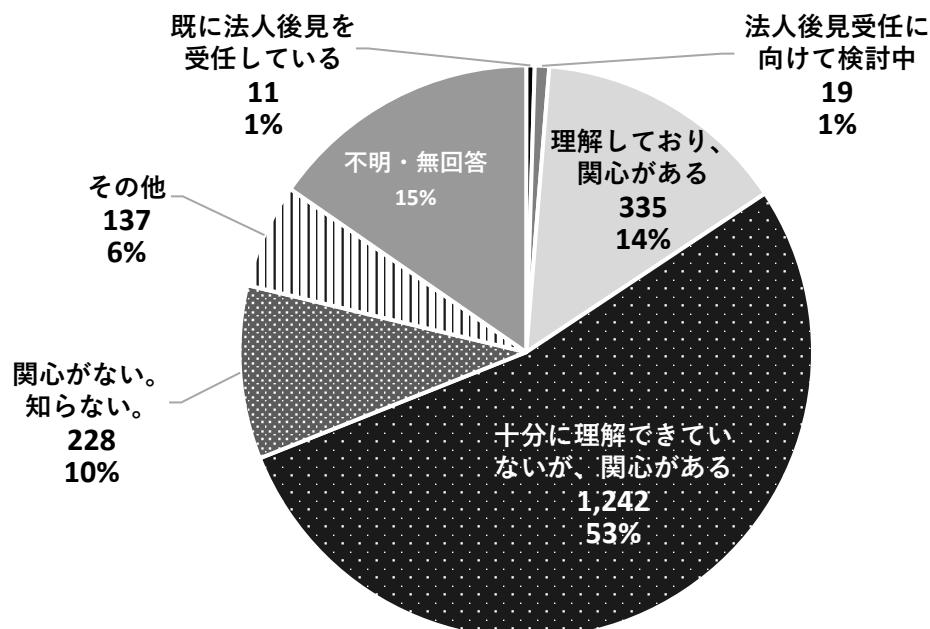
新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられるが、権利擁護及び成年後見制度に関する研修については、内部研修を含めて直近2年間で実施していない施設・事業所が43%あった。

8 研修を実施していると回答した1,326か所の施設・事業所のうち、権利擁護及び成年後見制度に関する研修内容は、「成年後見制度の概要」についてが最も多く、次いで、「成年後見人の職務や役割」、「成年後見制度の利用手続き・費用」、「法人後見」の順になっている。



※複数回答あり

9 法人後見に係る取組や関心度について、「十分に理解できていないが、関心がある」が最も多く、次いで、「理解しており、関心がある」が続き、回答があった施設・事業所（2,330か所）のうち、「受任に向けて検討中」等を含めると、約67%の施設・事業所が法人後見に関心があるとの結果となった。



10 過去3年間で、成年後見制度につながった利用者がいる施設・事業所は、制度利用につながった利用者がいない施設・事業所と比較すると、研修回数や研修内容の種類が多いとの結果となった。

このことから、成年後見制度を利用するためには、多岐にわたる内容の研修を実施し、地域で相談できる機関を確認しておくことが効果的であると考えられる。

11 制度に関する知識や関係機関等との連携、申立支援の事例の把握等、今後、成年後見制度に対する理解を深めたいとの事業所の意見が多くかった。

社会福祉施設・事業所等における 今後の成年後見制度の取組に関する 意見・要望

記述回答の要点

記述回答の要点

社会福祉施設・事業所等における今後の成年後見制度の取組に関する意見・要望

1 成年後見制度の利用促進について

- ・研修に参加する等、成年後見制度に対する理解を深めたい。(105)
- ・認知症等、将来の意思決定に不安を感じている本人や家族が多い。対象者が求める情報を伝えられるようになり、本人や家族の不安を解消したい。(9)
- ・相談があった場合に説明できるよう、成年後見制度についての研修を行いたい。(5)
- ・法制度の整備・拡充が必要。(5)
- ・制度に精通した人材育成に関する積極的な取組が必要。

2 周知、啓発について

- ・本人や家族等が制度等に関する情報が得られる機会を設けてほしい。(17)
- ・どこに相談したらよいか周知・広報を強化してほしい。(10)
- ・説明用のリーフレットがほしい。(10)
- ・制度を身近に感じてもらうために広報を工夫してほしい。(6)
- ・制度の活用事例等の情報が欲しい。(5)
- ・リーフレットや制度に関する資料がダウンロードできるようにしてほしい。(5)
- ・分かりやすい表や手続きの進め方等の資料があると良い。(4)
- ・制度に対する「難しくない」という意識付けが大切だと感じる。(3)
- ・首長申立等について周知・啓発を強化してほしい。(2)
- ・市民に対して制度への理解が深まるような取組をしてほしい。
- ・独居の方にも制度の利用を検討してほしい。主にケアマネジャーに働きかけをお願いしたい。
- ・制度を必要としていない若い世代等への周知がもっと進めば、制度を有効活用できること感じる。
- ・経済的虐待について、知ってもらう活動が必要だと思う。

3 成年後見制度の利用について

- ・手続きが煩雑でわかりにくい。(26)
- ・金銭的な負担が大きい。(24)

- ・本人や家族の同意が得られない。(11)
 - ・制度利用の必要性を感じない、メリットが分からぬ。(11)
 - ・手続きや審査までに時間がかかる。(10)
 - ・本人や家族の制度に対する理解が不足している。(8)
 - ・身上保護の職務内容の捉え方が、成年後見人等によって異なる。(7)
-
- ・利用者の中には、拘りが強く、信頼関係を築くのに時間がかかる方もいる。成年後見人等は、利用者の特性に合わせた支援をしてほしい。(7)
 - ・横領等、制度に対する信頼が十分でない。(5)
 - ・後見人等に緊急時に連絡が取れるようにしてほしい。(5)
 - ・成年後見人等の支援が、施設としては助かっている。(4)
 - ・どこの機関が軸になり申請を進めていくか、役割分担が不明確。(4)
-
- ・制度利用をどの時点で検討をすべきか悩む。(2)
 - ・成年後見人の質にバラつきがある。(2)
 - ・制度について理解のある関係機関やサービス事業所が少ないと感じる。(2)
 - ・制度説明や各種調整等、業務負担が大きい。(2)
 - ・基幹相談支援センターとの連携やその流れについて、各機関の役割が明確になるような仕組みを構築してほしい。
-
- ・専門職の推薦などの受任調整機能の整備に課題が多いと感じる。
 - ・緊急時に自分たちで法律関係者を探すなど時間や手間がかかり、対応が遅れてしまう。
 - ・成年後見人等に医療の知識がないので、困ることがある。
 - ・制度の利用が、本人の為ではなく、周りの方の為になっているケースがある。

4 成年後見制度に対する意見や要望について

- ・今後、より一層重要な制度になるとを考えている。(10)
 - ・身寄りがない方への対応で、最も苦慮する「医療に関する同意」ができないのであれば、経済的負担の大きい制度を利用する利点は少ない。(6)
 - ・申立ての手続きのスピードや死後事務について改善してほしい。(5)
 - ・首長申立てのほか、専門職での申立てができるようになってほしい。(2)
 - ・もっと身近な制度になってほしい。(2)
-
- ・家族も高齢が進み、支援が困難になっている。成年後見人等には、日常的な支援に対応して頂けると助かる。(2)
 - ・後見人が受任しやすいように、報酬助成制度を充実させてほしい。
 - ・市長申立て、成年後見人等の報酬について課題がある。
 - ・今後、中核機関におけるマッチングを含めた利用促進計画が進むとしても、そも

そもそも後見人の候補者が増えない限り、難しい制度だと考える。

- ・認知症の診断がなされた時点で、本人や家族へ成年後見制度について説明される機会があれば、本人、家族の不安も軽減でき、広く浸透すると考える。
- ・身上保護より財産管理に重きが置かれているように感じるので改善してほしい。
- ・「成年後見制度」という名称だと、身近に感じられない。全体的に柔らかい名称にするとよいのではないか。
- ・成年後見人になる人の入り口をもっと広げてほしい。

5 行政への意見

- ・市町村によって市長申立ての条件や対応にバラつきがある。(9)
- ・もっとスピーディーに市長申立てができれば良い。(4)
- ・市長申立てに対する行政の協力は得られないと思っている。(3)
- ・親族の使い込みで利用料が滞納するケースがあるが、市町村の介入は消極的である。行政の介入を事業所は期待している。(2)
- ・市町村長申し立ての条件が厳しく、利用できない方が多い。もっと利用しやすくしてほしい。(2)
- ・自治体は、市長申立の予算を充分に確保しておらず、制度利用ができない。
- ・利用者の年金が入っている通帳から、不明なお金が引き落とされても、自治体に対応してもらえない。
- ・自治体は、代理・同意行為目録の作成、後見等決定後の報告書、終了書の作成について支援してほしい。
- ・成年後見制度の適切な運用には、行政のバックアップが欠かせない。

6 相談窓口について

- ・気軽に相談できる窓口を設けてほしい。(16)
- ・心身の状態から外出が難しい利用者も多く、相談に行くことができない利用者や家族のために、相談から申立ての支援を訪問で行う等充実させてほしい。(4)
- ・窓口の人手不足解消が必要。(2)
- ・相談できる機関を増やしてほしい。
- ・相談を受ける側に、経済的虐待等に対応できる法的な知識と権限がなければ、問題の解決にはつながらないと感じた。

7 法人後見、市民後見について

- ・市民後見人の育成を強化してほしい。(4)
- ・法人後見制度について具体的に知る機会がほしい。(2)
- ・法人後見をもっと普及してほしい。(2)

- ・市民後見人養成研修等が実施されることによって、質の高い後見人を育成していることは、制度の利用者にとって心強いものだと思う。(2)
- ・法人後見については、助成金等があれば取り組みやすい。
- ・今後、法人後見のニーズが高まるのではないか。
- ・人手不足のため、法人後見の受任は困難である。
- ・市民後見について、志望動機や資質にバラつきがあると感じる。
- ・市民後見人の役割に関心がある。
- ・市民後見人等の報酬を改善する必要がある。

8 社会福祉協議会への意見

- ・制度が必要な方がいたら、市町村の社会福祉協議会にすぐ相談をしている。担当者の方が、親身になって相談に乗ってくださるので助かっている。
- ・近隣の社会福祉協議会が、後見制度の事業を開始した為、利用しやすくなった。家族も社会福祉協議会ということで安心されるので説明がしやすい。

9 施設・事業所の運営状況について

- ・支援にあたり関係機関と連携していきたい。(5)
- ・日常の生活費の支払い等の支援で困ることがある。(2)
- ・施設での代理購入や高額な金銭を預かることに抵抗を感じる。(2)
- ・成年後見制度については、地域包括支援センターに相談している。(2)
- ・顧問司法書士による、家族向けの成年後見人制度の説明会を予定している。
- ・制度の利用により、施設職員の負担は大きくなることが多い。病院受診の同行については、家族ができない場合、職員が同行しており、後見人の方にしていただけない。また、入院時の手続きについては、成年後見人に連絡すると「遠方（他市）なのですぐには行けない。」「夜間なので行けない。」「施設職員に話していくくれたらいい。」と言われ、関わっていただけない。
- ・利用者の方に後見人が選任されると、家族に話をしても、「後見人に言ってください。」「私は関係ありません。」と言われて、関わっていただけなくなる傾向がある。
- ・利用者、家族ともに高齢化が進み、成年後見人になってほしいとの相談が時々あるが、日常の業務上、どこまで担っていけるのか不安である。当法人が後見人になった利用者が退所したが、身寄りがない方である為、引き続き当法人が後見人を引き受けている。

専門職団体の受任状況等一覧

- 1 福岡県弁護士会**
- 2 福岡県司法書士会**
- 3 福岡県社会福祉士会**

成年後見等に係る受任状況等一覧

【福岡県弁護士会】

基準日 令和3年9月1日

管轄家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人候補者 名簿登録者数	受任件数
本庁	福岡市	1,035	122	333
	春日市			
	大野城市			
	太宰府市			
	筑紫野市			
	那珂川市			
	糸島市			
	宗像市			
	福津市			
	古賀市			
	新宮町			
	粕屋町			
	志免町			
	久山町			
本庁 甘木出張所	篠栗町			
	須恵町			
	宇美町			
小倉支部	朝倉市	219	70	145
	筑前町			
	東峰村			
	北九州市			
	中間市			
	水巻町			

成年後見等に係る受任状況等一覧

【福岡県弁護士会】

基準日

令和3年9月1日

管轄家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人候補者 名簿登録者数	受任件数
久留米支部	久留米市	104	62	182
	小郡市			
	うきは市			
	大刀洗町			
八女支部	八女市			
	筑後市			
	広川町			
柳川支部	柳川市			
	大川市			
	みやま市			
	大木町			
大牟田支部	大牟田市			118
直方支部	直方市			
	宮若市			
	鞍手町			
	小竹町			
飯塚支部	飯塚市			
	嘉麻市			
	桂川町			
田川支部	田川市			
	福智町			
	糸田町			
	川崎町			
	添田町			
	大任町			
	香春町			
	赤村			

成年後見等に係る受任状況等一覧

【福岡県弁護士会】

基準日 令和3年9月1日

管轄家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人候補者 名簿登録者数	受任件数
行橋支部	行橋市	10	54	13
	豊前市			
	苅田町			
	みやこ町			
	築上町			
	吉富町			
	上毛町			

成年後見等に係る受任状況等一覧

【福岡県司法書士会】

基準日

令和3年9月1日

管轄家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人候補者 名簿登録者数	受任件数
本庁	福岡市	24	180	1,150
	春日市	20		
	大野城市	18		
	太宰府市	15		
	筑紫野市	13		
	那珂川市	15		
	糸島市	11		
	宗像市	12		
	福津市	13		
	古賀市	13		
	新宮町	13		
	粕屋町	12		
	志免町	14		
	久山町	12		
本庁 甘木出張所	篠栗町	12		
	須恵町	14		
	宇美町	15		
小倉支部	朝倉市	5	60	500
	筑前町	6		
	東峰村	3		
	北九州市	5		
	中間市	4		
	水巻町	5		

成年後見等に係る受任状況等一覧

【福岡県司法書士会】

基準日 令和3年9月1日

管轄家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人候補者 名簿登録者数	受任件数
直方支部	直方市	7	20	180
	宮若市	8		
	鞍手町	7		
	小竹町	6		
飯塚支部	飯塚市	7	20	180
	嘉麻市	5		
	桂川町	5		
田川支部	田川市	5	20	180
	福智町	5		
	糸田町	5		
	川崎町	5		
	添田町	4		
	大任町	4		
	香春町	4		
	赤村	5		
行橋支部	行橋市	5	20	180
	豊前市	2		
	苅田町	4		
	みやこ町	5		
	築上町	2		
	吉富町	2		
	上毛町	2		

成年後見等に係る受任状況等一覧

【福岡県司法書士会】

基準日

令和3年9月1日

管轄家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人候補者 名簿登録者数	受任件数
久留米支部	久留米市	5	60	510
	小郡市	2		
	うきは市	1		
	大刀洗町	1		
八女支部	八女市	3	60	510
	筑後市	3		
	広川町	3		
柳川支部	柳川市	4	60	510
	大川市	2		
	みやま市	4		
	大木町	3		
大牟田支部	大牟田市	4		

※但し、後見人候補者名簿登録者数及び受任件数については、一の位を四捨五入した数。

成年後見等に係る受任状況等一覧

【公益社団法人福岡県社会福祉士会】

基準日 令和3年7月1日

管轄家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人候補者 名簿登録者数	受任件数
本庁	福岡市	491	83	361
	春日市	32	3	9
	大野城市	50	7	25
	太宰府市	28	4	7
	筑紫野市	46	10	13
	那珂川市	17	1	5
	糸島市	38	10	34
	宗像市	61	14	29
	福津市	32	5	43
	古賀市	26	3	11
	新宮町	15	2	2
	柏屋町	15	0	11
	志免町	11	0	13
	久山町	6	1	7
	篠栗町	11	0	6
	須恵町	7	3	6
	宇美町	5	0	13
本庁 甘木出張所	朝倉市	18	1	4
	筑前町	15	1	12
	東峰村	0	0	0
小倉支部	北九州市	312	43	232
	中間市	18	2	10
	水巻町	3	0	7
	遠賀町	5	2	1
	芦屋町	7	1	6
	岡垣町	11	2	14
久留米支部	久留米市	126	22	150
	小郡市	20	1	15
	うきは市	8	1	13
	大刀洗町	3	0	9

成年後見等に係る受任状況等一覧

【公益社団法人福岡県社会福祉士会】

基準日 令和3年7月1日

管轄家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人候補者 名簿登録者数	受任件数
八女支部	八女市	35	6	52
	筑後市	18	3	29
	広川町	9	2	13
柳川支部	柳川市	21	4	22
	大川市	8	2	44
	みやま市	24	6	11
	大木町	5	2	4
大牟田支部	大牟田市	40	4	67
直方支部	直方市	16	0	19
	宮若市	6	1	13
	鞍手町	4	1	4
	小竹町	5	2	1
飯塚支部	飯塚市	49	10	37
	嘉麻市	20	5	13
	桂川町	7	1	2
田川支部	田川市	16	3	8
	福智町	10	0	10
	糸田町	2	0	2
	川崎町	1	0	1
	添田町	1	0	1
	大任町	1	0	0
	香春町	5	2	3
	赤村	0	0	0
行橋支部	行橋市	24	6	12
	豊前市	9	1	5
	苅田町	9	2	3
	みやこ町	9	1	6
	築上町	5	0	1
	吉富町	0	0	1
	上毛町	3	1	1

社会福祉施設・事業所等における 今後の成年後見制度の取組に関する 意見・要望

記述回答の全文掲載
事業所所在地ごと

記述回答（全文掲載市町村ごと）

社会福祉施設・事業所等における今後の成年後見制度の取組に関する意見・要望

※事業所の所在地ごとに掲載

※記述回答があった事業所の所在する市町村のみ掲載

北九州市

- ・ 今後も必要に応じて積極的に制度を利用したい。
- ・ 今後、身寄りのいない方が増えていく中で、認知症になった時の不安を感じている方が多い。そのようなことが起きる前に成年後見制度の説明をし、不安を解消したい。
- ・ 相談に行くことができない利用者や家族のため、無料の出張相談等を充実させてほしい。
- ・ ほとんどの方が子や兄弟に契約や支払いなど日常の支援を受けている。子がいない等の入居者は本人と親戚が相談して、諸手続きをされている。利用料以上に年金がある方で、通帳からの引き落としができなくなっている利用者がいる。その点の支援が非常に難しいと感じる。
- ・ 利用者や家族の高齢化が著しい。特に家族の高齢化で入所や独居になる利用者も多くなっており、成年後見制度の必要性を大変感じている。特に法人後見のニーズは今後多くなると感じており、それらに精通した人材育成が必要と思っている。行政にはそれらの人財育成について今後も積極的に取り組んでいただきたい。
- ・ 成年後見の必要性を感じているが、経済的な負担が重く、実際に利用に至らないことがほとんどである。また、身寄りがない方で一番対応に苦慮する「医療に関する同意」をどうするかの解決に繋がらないため、安くはない金銭を払ってまで利用する必要があるのかと思う事がある。特に親族を指定する場合、すでに同様の支援を行っているので、経済的虐待の恐れがない限りはわざわざ制度を利用するメリットを感じない事もあり、多額の財産管理が発生する場合のみ必要かと思う。もう少し制度利用の金銭的負担を軽減したり、手続きをサポートする体制を整えたりして欲しいと思う。
- ・ 当施設においては、利用者の判断能力の低下により後見人等が必要とされる場合、担当 CW が必要に応じ、区地域包括支援センターと連携するなど対応している。
- ・ 成年後見制度といつてイメージするのは「お金の管理」で、裁判所に申し立てるにしても、毎月の報酬にしても、多額のお金が発生するので、利用されている方の殆どが、預貯金が少ないため成年後見制度を利用できない。親族がいない、縁が薄い方が多い昨今、「身元引受人・保証人」「医療行為への同意」「入院保証人」を保証して頂けたら助かる。
- ・ 現在、利用希望者はいないが、研修会などしていただけると知識と理解が深まると思う。
- ・ 本人に判断能力がなく、家族等が誰もいない場合の市長申立にかかる期間が、もう少し短期間で手続きできると広く活用できるのではないかと考える。
- ・ 制度の名前は知っているが、詳しい内容については知らないことが多いため、知識として知っておきたい。

- ・成年後見制度自体、あまり一般の人に知られていないと思う。なんか難しい印象を持っている方が多いようだ。もっと活用してもらうために、わかりやすく普及してもらえれば良いと思う。
- ・不明点が多い。内容が難しく理解できていない部分が多い。研修会等あれば参加したい。
- ・児童対象のサービスをしているため、今現在後見人にかかる事業がないが、将来的には、成年後見人制度が必要な利用者への対応も見込まれるので、身近に勉強のできる研修等があれば望ましいと考えている。
- ・事業所において身近な制度でないため、関心をもって知りたいと考えている。取り組みなどを動画などで紹介していただけると知りやすい。
- ・関心はあるので、動画などで取り組みを紹介していただけると知りやすい。
- ・現在まだ利用につながらず分からぬ。
- ・現在、当事業所で後見人がいる利用者は、1名だけである。その方も後見人はほぼ機能していない状態と聞く。1番はやはり近い親族が良いと思われているようだが、身寄りのない方もおられるし…その親族でさえも良い方とは限らないので難しい所ではあると思う。今後は特に金銭面についてきちんと管理してもらえるような機関が必要かもしれない。生活保護の方も保護課だけでは金銭管理も容易でなく、実際好きなモノに使いすぎてQOLが低下しているところが沢山ある。制度の問題もあると思うが…成年後見制度はもっと身近で選ばれた方と国の機関としてきっちり管理していくべきだと思う。使い込み防止のためにも。
- ・現在、北九州市では後見センターがきちんと稼働しており、近い将来必要とされる方の家族への説明等を行うことも相談できている。市外の方の場合、その窓口がどこになるのかの広報を行っていただければ良いと思う。
- ・医療や介護の保険制度に関して、以前よりも本人負担が増している。「介護度の高い高齢者を安い費用で受け入れる」ことが特徴の特別養護老人ホームでさえ、「施設入居料+医療費>本人収入」となるケースが増えている。成年後見人制度の利用が必要になった時に、その費用が負担出来るのか疑問に感じている。
- ・行政の役割が不明確で、利用者の家族も殆どの方が、どこの誰に相談したら良いか知らない。
- ・具体的な制度の活用事例などで、制度をわかりやすく理解してもらうための活動をされると良いのではないかと思う。
- ・今後、当施設でも成年後見制度を利用される方がいるかもしれないので、定期的な研修や今回の様な実態把握調査を行って欲しいと思う。
- ・今後、高齢化率が上昇することは確実な為、成年後見制度を必要とする方は増えていくと思う。しかし、当事業所は通所介護の為、利用者に成年後見制度が必要という考えになる前に、ケアマネージャー任せになっているのが現状である。
- ・まだ十分に制度への理解できていない所も多い為、今後は勉強会等にも積極的に参加し、理解を深めていきたいと思う。
- ・手続きが大変であり、家族が疎遠、もしくは、いらっしゃらない利用者は、書類の取り寄せ等で困っている。
- ・申請をしても、なかなか進まず、日にちがかかる。相談しても自分の所での対応範囲ではないと他の所を紹介してもらえない。
- ・職員が足りておらず、管理者として相談員、介護職員、看護師業務の代理、事務員等、全ての

業務を行っている。全ての業務を行うため、管理者業務が後回しになっており、そこに成年後見まで入ると、何もかもが出来なくなる。ケアマネージャーも同じく、介護業務を行うため、これ以上の負荷はかけられない。法人後見は必要と思うが、民間企業は荷が重い。特別養護老人ホームであれば出来ると思うが、中小の施設は難しいと思う。

- ・定期的な情報発信の機会が頂きたい。
- ・資料を少しみたが、流れや対応していくことが難しそう。一枚でわかりやすい手続きの流れや家族へ渡せるパンフがほしい。
- ・今のところ、利用している方には問題を抱えている方はいない。北九州市の場合、相談事業所が難しい案件は、基幹支援センターにもっていくので、就労継続支援 A 型利用の方には成年後見制度の取り組みをする方は少ない様に思う。
- ・研修などでは権利擁護についての内容は出てきていた。成年後見制度について関心はあるが、十分に理解出来ていない。児童の施設という事もあり、まだまだ勉強不足な部分ではあるが、利用児童が大人になるにあたり、深く勉強していかなければいけないと感じている。
- ・障がい者福祉において、成年後見制度は重要なものでありながらも、ライフステージの幼児期、学齢が幼い利用児、保護者にはなじみがない制度のため、なかなかその制度について知る機会を得ることが出来ていない。今後もこの制度は触れる機会がある際には知識を深めたい。
- ・利用者が制度を利用していることのメリットをより実感できるようにして欲しい。
- ・本当に必要とされている方が手続きや相談窓口等より分かりやすくなれば良いと思う。又、すでに認知症等で判断、理解力が低下されている方へ支援について知りたい。
- ・対象が児童の事業所ということもあり、今まで成年後見制度に関しては研修も行っていない。しかし、今後、大人になっていく子どもたちを支援する場の職員としては知っておく必要はあると感じた。
- ・成年後見制度を利用している方はまだ少ないようだ。今後、認知症高齢者の方が増加し、後見人の需要も一層高まっていくのではないかと思うので、どのような方が後見人に選ばれているのか気になっている。
- ・先日も後見人による横領着服事件がニュースで報道されていた。後見人制度の根本にかかわる問題と受けとめている。そのような問題を防止する為の手段や方法を開示し、安心して制度利用が広く行うことが出来るようにするための努力を期待する。
- ・成年後見制度の利用が、後見需要を十分に満たしているとは言い難い。本人の意思がより尊重されやすい補助や任意後見の利用率の低さ。市民後見人の普及と活用が十分とは言い難い。根絶できない後見人による不祥事。専門職の推薦などの受任調整機能の整備には課題が多いと感じる。
- ・手続きを簡略化してほしい。
- ・訪問職の為、財産等の関わりはしないが、生活費等で困る事がある。成年後見制度を取り入れる為には、本人が認知症になる前にした方がいいが、本人が判断できなくなつてから気づく事が多い。一人暮らしの高齢者の方に制度を理解してもらうことも大事だと思う。家族や身内がいる方が終活しているように、ケアマネージャーが主で働きかけるようにしてもらう。
- ・私たちの事業所では、高齢の利用者の方が増えてきており、制度内容の保護者の方たちへの周知（安心して利用でき、理解しやすい形で）が求められると感じている。より身近に顔の見え

る形での周知が進むことを願う（我々現場の事業所も周知にあたっての一翼を担うことが必要だと思う）。

- ・成年後見制度の分かりやすい資料等、ダウンロードできれば…。
- ・障がい者、家族の支援の仕方（説明の仕方）など、わかりやすい文章で書かれた資料などがあればよいと思う。個別に支援する方が必要だと思う（拘りが強く、判断能力が不十分であるため、信頼関係を築くのにかなりの時間を要する。定期的に訪問などしていただく体制があればよいと思う）。
- ・今後のために理解を深めていこうと思っている。
- ・後見制度までには及ばないが、権利擁護を利用されればと思えるケースは以前あった。しかし本人の理解や同意という点で利用が困難となった。本人や家族、本人を取り巻く人の同意を得ることがハードルを上げているように感じる。
- ・市長申立てに対する行政（市）の協力は得られないと思っている。ハードルが高い。
- ・成年後見制度については、これから必要な方々が増えてくると予測されるので、利用者を受け入れる側も知識を持っておく必要がある為、研修会等も参加していこうと思う。
- ・実際に成年後見制度を利用している利用者が少なく、連絡を取り合う機会も少ないので、どのようなときに連携をとるのか、勉強する機会があればありがたい。
- ・研修会等あれば参加させて頂きたい。
- ・いずれも家族やキーパーソンが存在するため、権利擁護の支援が必要な利用者はいないが、いつでも対応できる知識を身につける必要性は日々感じている。
- ・成年後見を必要とする方の人数はますます増えてくると見込まれる。専門家を迎えて、第三者評価を受ける形などをとり、法人後見が進むよう環境（法）整備を期待したい。

福岡市

- ・日時が合えば、積極的に研修に参加してみたい。
- ・無料勉強会、相談課の実施。リーフレットのダウンロードをぜひお願いしたい。
- ・特に障がい者分野では、成年後見制度の利用が進んでいないと聞いたことがある。今後必要な方が利用に繋がるよう、更に普及啓発をしていく必要があるかと思う。
- ・通所系の事業所だと、直接的に後見人制度の利用調整に関わることが少ないとと思う。私自身、何人か後見人や保佐人の方と関わってきたが、その方々がどの程度本人の特性などを理解されているか不安を感じることもあった。後見人等になる方への障がい特性などの研修機会、それも行政主導よりも日頃から当事者に接する支援者からの研修などが、もう少し積極的にあると良いのではないかと思う。
- ・利用者及び家族も高齢になってきており、今後必要な制度だと思われるが、制度の事を説明しても「まだ大丈夫。」と言われる。理解が進まないと感じている。チラシなど使用し、理解を進めていきたい。
- ・後見人制度をもっと詳しく知りたい。
- ・障がいを持つ方やその家族の方が制度を理解し、有効に利用できるようになると良いと思う。理解のある家族の方は、事前準備をされるようになってきているが、興味、関心のない方に

限って必要になる事が急に訪れるケースがある。手続きや選定までの時間がもう少し分かりやすく、スピーディーにできるようになると利用する側としては希望しやすくなるのではないかと感じる。

- ・ 独居老人、老老介護世帯が増加する事により、今後必要性が高くなると考えているが、いざ必要となったときに親族ではない支援者では手続きが煩雑で時間もかかってしまう。また、家族協力を得られにくい生活保護世帯に多い印象。社会福祉法人の取り組みとして、法人後見制度について具体的に知る機会があると、今後検討しやすいので助かる。
- ・ 家族の方も制度には関心があるものの、まだ理解されている方は少なく、専門職後見人に関しては、費用や手続きの方法について、「面倒だろう。」「大変だからやめておこう。」「やり方が分からない。」と言われる方が多くいる。「成年後見人の制度について」や「後見人の役割」などをわかりやすく説明するための研修やリーフレットがあると良いと思う。
- ・ 施設で研修などを行なう際の資料をもっとアップして頂き、少しでも理解できるようなものにして貰いたい。
- ・ 成年後見制度利用促進の啓発。
- ・ 成年後見制度の取り組みに関わることかは分からないが、以前利用者が障がい者枠で就職できたが、雇用契約書を結ぶ時に、保証人を記入しなければならなかったが、その利用者本人は身寄りがなく、保証人を立てることができなかつた。
- ・ 現行の制度のままでは、非常に利用しづらいと考える。申立てを行っても時間がかかりすぎ、その間に入居者の状況は日々変わっていくため、結局、間に合わないまま入居者がお亡くなりになってしまふというケースが、当ホームにおいてもあった。そうなると、かなり労力を要したにもかかわらず無駄になってしまふので、もっとスピーディーにできないものかと感じる。利用が開始になれば、とても便利な制度であると思うので、申立てが成立するまでの過程が改善されれば、利用率ももっとあがるのではないか。
- ・ 未就学児を対象としている相談を行っているので、成人になってからの権利擁護の制度や相談・連携先についてはぜひ知りたいと思っている。
- ・ 療育手帳を持たれている方等、現段階では、金銭管理をできているが、少しずつ ATM など機械の操作を含めて管理が難しくなっていくことが、今後、予想される。本人に、金銭管理について話をした際、「他人には、扱われたくない。」と聞き入れてもらえていない。内容を納得していただけない。そういう方に対する、進めていく方法など、事例を含めて、どのような取り組みや方法があるのか知りたい。
- ・ 当施設においても、高齢の方が多く、後見制度の活用については、保護者の皆様へすすめているところである。保護者の皆様に対して、後見制度について研修会を開催したこともあるが、なかなか進んでいないのが現状である。後見人の選任が必要である方については、個別に話をしたりしている。なぜ進んでないかを考えると、①保護者の方が後見制度のことについてよく理解できていない。②保護者の方がいなくなった時に、利用者の方がどのように困るのか不明。③後見人に対する報酬等の費用がかなり高額になるのではないかとの心配、等が考えられるのではと思っている。市町村長申し立て等の利用がスムーズに出来るようになると、保護者がいない利用者の方を支援している事業所も成年後見制度の利用を薦めやすくなるのではないかと思う。

- ・ 成年後見制度は今後さらに必要になってくると思う。ただ、必要な人ほど本人の拒否が強かったり、高額な申請費用など、なかなか申立てが出来ない現状にある。また、手続きを行うまでの説明や申請中の立会いなどの業務負担、申請を提案する重責などケアマネージャーとして、どこまで判断する必要があるのか苦慮している。今回、福岡市に成年後見推進センターが開設されたので、今後相談や手続きがスムーズになるといいなと思う。
- ・ 当事業所としても、権利擁護支援に従事していきたい。今後もいろいろと連携させていただきたい。
- ・ 現在、すぐに利用希望者はいないが、研修会などしていただけると知識と理解が深まると思う。
- ・ まだまだ制度に対する理解の浸透不足、特に若い保護者には利用を考える機会があまりないように感じる。特別支援学校時代からの宣伝・および教育の中に本人が知る機会を作る等も、検討材料かもしれないと思う。
- ・ 成年後見制度の利用を検討しており、必要性が高くとも本人同意が難しく、進めていく事が難しいケースが多くある。様々な関係機関が関わっているが、どこの機関が軸になり後見申請を進めていくか、役割分担が難しい。後見人を依頼しても生活保護世帯など経営的に困っている。市長申し込みの利用促進や後見人の報酬について課題があると感じている。
- ・ 成年後見制度をもっと身边に多くの人が使える制度にしてもらいたい。また、社会福祉士などは、研修を受けないと成年後見人に実質なれないと聞くので、成年後見人になる人の入り口ももっと広げてほしい。実際に困っている人は、成年後見制度を知らないし、利用していないと思う。
- ・ 施設サービスでは衣類や消耗品の代理購入等は難しい。後見人がついた段階で緊急時の医療の必要性の確認ができていないこともあり、急変時の対応で困る場面があるのが現状である。後見人が就くまでに時間がかかることもあり、退院期限がある中で、入所の必要性があってもキーパーソンが居ないことで利用ができないといった相談も年に数件ある。
- ・ 圏域の包括支援センターが人手不足で相談体制がとれてないせいか、事業所が相談に行くと取り合ってくれない。そのため、必要な時（緊急性を伴う場合も）自分たちで弁護士の方や法律関係者を探さなくてはならず、時間や手間がかかり、かつ対応が遅れてしまう。市役所担当課に報告しても改善されないため、自治体の協力はあきらめている。
- ・ 毎年、「成年後見活用講座」や「成年後見人養成研修」が開催され、質の高い後見人の方を送り出すことができていることは、この制度を受けられる方にとっては、とても心強いものだと思う。社会の方々が安心して過ごせる環境を提供していただきたいと思う。
- ・ 成年後見人が選任されるまでに時間がかかる。夫婦ともに認知症の場合、施設利用中の急変や、何かトラブルが起きた場合、終始対応するのは施設側となる。迅速な対応が必要かと思われる。
- ・ 財産を保護する為の大切な制度なので、第三者の弁護士がされている事が多いと思うが、認知症や障害を持つ利用者の家族がなられた際のトラブルや財産の守り方など、利用者に相談を受けた場合の勉強が、スタッフ全員で必要と感じている。まだまだ利用者が少なく、今回のケースはないが、今後注視していきたい。
- ・ 成年後見制度の適切な運用には、行政のバックアップが欠かせない。相談に来られる方で利

用には至らないものの、制度の利用等が必要と思われる事例は、比較的多く散見される。成年後見制度利用支援事業など、もっと柔軟に対応できるよう見直しが必要に思われる。公助としても成年後見制度の機能促進があってもよいかと思う。

- ・ 通所施設であり、保護者がいる為、取り組みが必要な方は少ないが、保護者が高齢な為、今後ますます必要になってくると思う。
- ・ 現在、利用されている方などで、成年後見制度が必要な方のため、私自身が勉強し、知識を付ける必要があると感じた。また、研修等の参加も検討したい。
- ・ 過去に金銭の管理を行うことができず、制度の利用を希望している利用者の方がおり、相談に行ったが人手不足で断られた為、人手不足の解消が必要かと思われる。
- ・ 「成年後見制度」という呼称及び文字が、身近に感じられない要因と思われる。「包括支援センター」を「いきいきセンター」と呼ぶ等、柔らかな呼称にしてみてはいかがだろうか。
- ・ 研修等には、積極的に参加させていただきたいと思っている。
- ・ 親族後見人に選任されていない家族であっても、金銭管理されている方が多くいらっしゃる。家族の側への情報提供が有効に思える。
- ・ 成年後見制度に関する研修等に参加し知識を深めたい。
- ・ 利用者及び家族に制度の案内をした際、一番初めにどの機関にまず相談をしたらいいのかが、分かりにくかったことがあった。まず、どこに相談したらいいのかが分かりやすくなると、利用者や家族も動きやすいし、私たちとしても情報提供がしやすくなると思う。
- ・ 保護者の方も高齢になってきて、施設での高額を預かっていることに抵抗があり、今後どうすべきなのか考えていかないといけないと思っている。なるべくお金の管理はしたくない。
- ・ 専門職後見人のはずなのに「ちゃん」付けで呼び（異性なのに）、「〇〇ちゃんはできる。」という前提で話したかと思えば、「うそばかりで周囲がだまされている。」というような表現があり、何より本人がどうしたいのかの人権意識が薄くて、被後見人の人生をコントロールしようとする成年後見人等がいる。財産管理を越えて人生を支配するのはよくないと思う。
- ・ 成年後見人とは、請求書や報告書を送る程度のやりとりだったが、どこまでのことを関わってくださるのか分からなかった。選任されるまでの期間が長く、連携がとりにくかったように思う。別件で、入院が長くなり、家族が県外で支援できない為、今後、金銭管理含め不安であることの相談があり、成年後見制度の資料を渡した。現場でどの様な適切な対応をしたら良いか含め、学びたい。
- ・ 定定期的な説明会（オンラインを含む）の開催。定期的な事例検討又は利用につながったケースの共有。
- ・ 手続きの流れは、さほど難しくない印象で良いと思う。鑑定費用10万円予納が難しい方もいるのではと思った。
- ・ 相談しやすい機関を増やしてほしい。制度について学び易いようにオンラインを使っていただきたい（仕事の現場処理に追われ、研修を受ける為の移動時間の捻出が難しい）。
- ・ まだまだ知識不足なので今後理解を深めていきたい。
- ・ オンライン研修などの開催をお願いしたい。
- ・ 今のところは、保護者に「親亡きあとは誰に利用者さんの事を頼れますか？」「成年後見人制度をご存じですか？」等の声かけ位しかできていない。

- ・ 成年後見制度の利用促進等の機能を担う機関として、福岡市成年後見推進センターの開設により、利用支援制度の対象拡大を少しでも広げてほしいと思っている。
- ・ 生活保護の方で単身の方は、成年後見制度を利用する際の利用料を考えると、毎月の支払いが厳しいと思われる。認知症があっても、機関に結びつけるには、ややハードルが高い。
- ・ 制度を知っていても利用につながるケースは少ないと想われる。理由としては、家族が健在なので必要ない、制度が難しい、手続きが面倒等、挙げられる。本人や家族に向けた易しい説明が求められると思う。
- ・ 手続きの進め方や費用に関する解説があると良いと思う。
- ・ すでに成年後見人が選任されている方や、支援途中で成年後見人が決まることもある為、利用者を支援する上で成年後見人等とのやりとりは行っている。とても親切で、利用者の意見や気持ちを尊重されているので、こちらとしても相談しやすい。
- ・ 親の高齢化に伴い、親亡き後の障がい者の方の生活を保障する一つとしての後見制度を、理解する必要性を感じている。利用者の保護者の方の理解もまちまちで、数多くの説明や研修の場が必要であると思う。
- ・ 今後、2025年問題など高齢者は増えていくことは間違いない。また、高齢者が増えるイコール独居の方、認知症の方も増えていき、成年後見人の必要性も増すことに違いない。成年後見制度の理解をもっと職員が知っていくべきである。
- ・ 現段階では必要とする方がいないが、利用者や家族から相談があった時に適切に対応できるよう知識を深めていきたいと考えている。
- ・ 何回かトライしたが、それぞれ制約があり、利用するまでに時間がかかりすぎる。理解力が低下している人に必要性を理解してもらうのは難しい。手続きが煩雑。制度ではフォローできない問題も多い。成年後見人等の質もバラつきがある。
- ・ 生活保護受給者及び低所得者の利用者に障害なく、成年後見人等の選任が行える方法等について学べる場があればと思う。
- ・ 今まで申し立てに関する相談を受けた時、どこにつなぐべきか迷うことが多くあった。福岡市成年後見推進センターが開設・運用されているので、今後はよりスムーズな相談対応、申し立て支援が出来ることを期待している。
- ・ 成年後見制人等の認知症への理解がないため、担当者会議などの話し合いでも不明な発言があり、困った事があった。成年後見人等に対しての印象が良くない。必要な方には、制度を利用される事は大事だと思う。
- ・ 近くで研修等があれば参加させて頂きたい。
- ・ 事業所としても後見人制度の理解や研修が出来ていないので、研修等して頂けるととても助かる。
- ・ 申立ての手続きが煩雑なので、親族が申立てに躊躇してしまうことがある。支援する側としては、どの専門職につなぐのが適切なのか、本人の資力との兼ね合いで判断に迷う事がよくある。
- ・ 成年後見制度には興味があるが、長期間の利用となると費用等気になる。本人が理解力不十分なことがある中で、本人の希望等がどれだけ尊重されるのか、また、騙されたりしないのか等、不安になる要素である。

- ・ 業務上横領罪のないクリーンな社会を。
- ・ 重度障がい者の家族の方々も制度に関して理解されていない。後見人に関しても不安があるため、制度の事や後見人に関する相談窓口や場所（研修の場）などが、明確にわかると足を運びやすいと思う。
- ・ 財産管理上の手続き漏れにより、本人が高額を手にした為に、本人に不利益が生じた事例があった。障がい・高齢など各分野の専門性については、多機関と連携し、対応していくものと捉えているが、本来の成年後見人の業務の遂行がされていない事態がある為、研修や管理の徹底を行っていただきたい。
- ・ とにかく余裕がないことを感じる。
- ・ 後見人として動かれる機関が活動をされるとよいが、受動的な為、門が開けていないと感じている。
- ・ 現在、そのような相談等はないが、もし何かあった場合に受け答えが出来るよう再度、成年後見制度について研修を行おうと思う。
- ・ 「後見人です。」と付くも、基本的に動いてくれない事が多くあった。
- ・ 本人の判断能力が衰え、成年後見への期待度、必要性が高いと思う事例は多い。多くは親族なし、疎遠なケース。親族の使い込みで利用料が滞納するケースなどでも、市町村の介入は消極的であった。行政の介入を事業所は期待している。当施設は看取りを行っているが、死後の対応が後見の対象外というが、それならば施設サービスなのかと疑問に思う（看取り 자체の同意が後見では難しいのでケースとしてはまれではある）。身元保証会社の方が、施設としては安心して相談しやすい。手続きのスピードや終末期の手続きなど改善していくべき活用しやすいと思う。
- ・ 成年後見制度とあんしんサービスの境目の対象者が多く、必要性があり相談するが、人員不足など受けてもらはず対応に困ることがある。
- ・ 高齢者数が増加している中、親族がいない方や親族がいても権利擁護の必要な方など、様々な問題が生じてはいるが、実際、成年後見制度を利用した場合、最初はどこに相談して手続きを始めればよいのか、迷うことが多いと思われる。一般の方対象への制度の理解や相談窓口の案内等、更なる啓発活動が必要と思われる。
- ・ 研修においては、Zoom 等で開催される分に参加したい。福祉施設等で勤務する職員へ無料で Zoom 研修、または動画配信をしてほしい。
- ・ 周りに対象者がないと縁遠くなってしまう。リモートでの無料講演会か出張講習会等の機会を増やし、気軽に利用出来ればと思う。
- ・ 保護者の皆様は、いつかは必要となると思っているが、今は困ってはいないので、なかなか申立てが進まない。成年後見制度が、利用者、保護者にとって分かりにくい制度であるため、申立てが進まない。親族が後見人となった場合、裁判所への報告等が煩雑であるため、必要性を感じても申立てが進まない。申立てが利用者、保護者にとって難しく感じられて、申立てが進まない。
- ・ 勉強不足である為、成年後見制度についての研修などを受け、理解を深めていきたいと思う。
- ・ 家族が障がいを有しており、思うように申立てがすすまないケースが今後増えていくと思われる。基幹センターとの連携やその流れについて、各機関の役割が明確化されるような仕組

みを構築してほしい。行政によって市町長申し立ての要件が異なることが課題。低所得で認知面に課題のある方、意思はあるが判断能力不十分な方の支援で、地域差が出るのではと感じる。身体的虐待、金銭的ネグレクトを親族から受け、毎日怯えている方がいらっしゃった。相談員や行政の協力により、成年後見制度の利用ができるようになった。成年後見人から定期的にお金も手渡しもらえるようになり、安定した生活を送れるようになった。

- ・ 地域包括支援センターでは、成年後見制度の相談のみではなく、多問題家族や認知症症状など問題が複合的な場合が多い。成年後見の手続き等のみではなく、虐待等を含めて専門的に協働できる専門機関間の連携体制づくり（会議のみではなくケースで実働できる体制）が課題になると思われる。
- ・ 認知が進み、親族等の方と疎遠な方達にとっては必要な制度と思う。
- ・ 研修を定期的に行い、社員全員が理解して利用者に取り入れられるところは取り入れていきたい。
- ・ 成年後見制度は今後も必要となる方々が増えていくと考えられるので、多くの方に知つてもらえると良いと思う。
- ・ 成年後見人は身上監護を行うために、被後見人を取り巻く福祉サービスや親や親族の代わりになって、自ら成年後見人が提供することはできない。フォーマル、インフォーマルにかかわらず、福祉サービスの充実が重要になってきていると思われる。
- ・ 児童の将来を考えたときに保護者への認知はあまりないと考えられる。研修の必要性を感じているところである。
- ・ 充分な年金収入があるものの、子が家庭の事情を主張し、滞納している。安い施設へ移って滞納額を減らしてもらいたいが、後見人の利用がないと受け入れられないという施設ばかりである。子の理解が得られず、後見人利用へつながらず困っている。
- ・ 今後、様々な利用者に適したサービスが提供できるように、制度についてしっかり知つておく必要があると思った。研修等あれば参加していくつもりである。

大牟田市

- ・ 申し立ての手続きに費用や時間を要し、書類も多い為、成年後見導入の必要性があつても、準備の段階で「もういいです。」という方もおられ、利用のしづらさを感じている。簡素化できるところや、費用の面などを見直してほしい。
- ・ 家族に対して成年後見制度の学習会を実施したことがあるが、その際に家族が健在な場合、手続きが面倒になる「成年後見制度」を利用しなくとも、家族が本人の代弁者として意思決定支援を行っていくことができるので、必要性を感じないとの意見が多かった。やはり、「成年後見制度」に関する理解不足と手続きの煩雑さに起因しているのではないかと感じた。「成年後見制度」を利用するこの利点をもっと具体的にアピールする必要があると思った。
- ・ 成年後見制度の理解は難しいが、努力していきたいと思う。
- ・ 勉強不足なので、研修等、取り入れることができたらと思う。
- ・ 開業して日が浅く、現在対象者はいないものの、今後利用者が増えてくると、後見人制度を利用する事が考えられる。勉強会で成年後見制度を1回行ったが、上面しか理解していない、

マニュアルを作つて再度勉強会を開催する予定だったが、コロナ対策や感染予防対策や災害時対策中心になつていたので、マニュアルは作成したものの分かりにくく、社会福祉協議会のホームページを参考に再度勉強会を開催することにした。

- ・未就学児の利用がほとんどであり、該当者はいないが、知識としては知つておきたい。
- ・成年後見制度に対する知識を深めたい。誰でも参加できる研修を県で開催してほしい。
- ・業者の契約等、必ず親族やCMに相談されるように伝えて、悪質事例等伝えている。市内で起きている事案等、市の愛情ネットを利用して、利用者に伝える事が出来ている。
- ・もっと利用者に分かりやすく説明できるような、要点と金額が端的に書かれたパンフなどがあるといふと思う。

久留米市

- ・有料老人ホーム等、施設が対応されるケースはあるが、ケアマネージャーが個別ケースで後見人申し立てに直接関わったケースはなく、これまでのケースでは、家族にアドバイスを行う等にとどまっていた。NPOなどで、公的ではない支援の機関をつなげるケースは多々あるが、ニーズに対して十分ではない面もあると思う。今後は、家族がいない高齢者も増えてきて、需要は増えてくるとは思うが、まず手続きに対する不安がある（これは研修等で補うしかないと思うが）。実際の流れを模擬体験する場があれば分かりやすいかと思う。法人後見について、詳しく知りたい。
- ・報酬体系及び利用支援事業の拡充や、法テラスにおける民事法律扶助との利用関係の整理が必要。法人後見の立ち上げは、三士会以外の既存NPO法人にて検討段階であるが、被後見人の誕生日まで報酬付与申立ができず、また、報酬の見込みも不明なことから、収支予算の策定が困難な状況。つまり、事業として継続していくことについて、法人役員からの理解が得られるか難しくなってしまう。個人事業主レベルや福祉専門職団体の福祉的理念がなければ、開始以前に躊躇可能性が高い。事業開始からおよそ1年間の助成金等があれば開設しやすくなるのではないかと考える。今後、中核機関におけるマッチングを含めた利用促進計画が進むとしても、そもそも候補者の供給が増えない限り、難しい制度だと考える。市民後見人育成も重要とは言えるが、長い研修時間を経るわりには、専門職後見と認められない聞く。親族後見同様に低報酬のボランティア頼みでは、先が見通せないように感じる。
- ・高齢者の身元引受人の高齢化により、判断や手続きに多くの説明が必要で、煩雑さがある。
- ・医療の同意ができず、なんとなくスッキリしないことがある。
- ・コロナウィルス拡大の中、なかなか研修等もできていないが、後見人制度について学習の機会があればとは思っている。
- ・家庭がない方、複雑な環境も増加している。今後、成年後見制度は大きな福祉制度の一つになると思っている。一般への周知も含めた取り組みが必要（特に一人暮らしの方が早めに判断できる内に利用できるように、不利益にならないように）。
- ・私共もまだまだ知識不足、勉強していかなければならない面もある。成年後見人が代理にて、必要な契約を結び、金銭や財産の管理を行つてはいる。本人の状況や年齢も鑑み、適切に支援を行つてはいると思う。

- ・ 対象の方が居たら、市町村社会福祉協議会へすぐ相談をしている。担当者の方が親身になって相談に乗っていただいているので助かっている。
- ・ 福祉に携わる方は成年後見制度の理解ができているが、一般の方はそうでない方が多く、話をしても理解を示されることが少ないように思う。今までも一般の方に向け、ポスターや講座を開催されているが、なかなか周知されていないように感じる。実際、成年後見人制度を利用者や家族に説明するも、申し立てにかかる費用や手続きの煩雑さにより、中々話が進まないことが多い多々ある状況である。一般の方々への制度に対する周知をお願いできれば助かる。
- ・ 高齢夫婦世帯でどちらの判断力も低下してきているケースもあり、今後について、身近なアドバイスなどができる相談先は欲しい。もっと気軽に利用できるようになるとよい。
- ・ 成年後見制度の利用料金が高い。
- ・ 成年後見制度の手続きや利用方法等が理解できていないと利用しないので、事例を挙げる等、すると分かりやすいように思う。もっと気軽に相談出来るような窓口を開設されたらと思う。
- ・ 相談窓口となる仕組みが、より気軽に相談ができることや申立ての煩雑な点に悩む。すごく時間がかかり、必要となってから成立までの長期間、各施設職員で支えなければならない現状に苦労している。
- ・ 利用するための手順が分かりにくい。
- ・ 利用対象となる人の数は増えているが、成年後見人として働く専門職の不足があると聞いた。やはり成年後見人として働く人材の育成が早急に必要になってくると思った。親族が成年後見人になればいいのだが、親族間で折り合いの悪い人がいるとなかなか意見も合わず、制度が開始されるまで時間がかかってしまうと思うので、被後見人の方にも負担になると思う。ネットなどを拝見すると、社会福祉士等の専門家が選ばれることもあると聞いた。選ばれる範囲の対象がもっと幅広くなれば、成年後見制度を利用できる方も増えると思う。
- ・ 成年後見制度の担い手である市民後見人についての啓発を行うために、福岡県社会福祉協議会が開催するセミナーがクローバープラザで開催される予定だが、私たち障がい者施設で働いていて思う事だが、利用者の家族の方も年々歳を取られて高齢になられるが、家族の方で「自分たちが先に亡くなった後、この子はその後どうしたらよいのだろうか」と悩まれている方もおられるし、今後、利用しようと考えておられる家族に成年後見制度についての話はするが、直接セミナーのような所で家族の方が話を聞いていただければ参考になるし、検討なされるかと思うので、せっかく広く県民の方を対象にされてあるのであれば、障がい者施設の方にも働きかけをお願いしたいと思う。
- ・ 「おひとり様」が多い中、高齢化などの理由で家族や親族がいない方々が増加してくると思われる。「成年後見制度」は、充実していく必要があると考える。
- ・ 当施設でも今後、成年後見制度を使用する方、必要になった方が出してくれれば、内部研修の理解だけではなく、外部研修にも参加し、スタッフが最低限の知識を持て、家族などにも説明できるように取り組むことを考えている。

直方市

- ・ 現在、コロナ禍で、会場で成年後見に関する研修を開催することは難しいと思うが、動画や

Zoomなどを活用して学習する機会があれば参加したいと思う。

- 成年後見制度は少しずつ進んでいると思うが、まだ申請される方の理解を得ることができないケースが多い。申請手続きに対する費用が申請者の負担となっている事が、申請が進まない一つの要因になっている。また、新聞等で成年後見人の方が金銭を横領したとの記事もあり、信頼性が失われることがあり、高齢の親御さんからはそのような意見が聞かれ、躊躇される。親族の方が昔から成年後見人となっている場合、裁判所から銀行の信託をすすめられたとのことであるが、これまでしっかりと被成年後見人のサポートをしてくれた方にとっては、信託（銀行）の手続きに手間がかかるようになったとのことであった。
- パンフレットに関して分かりやすい言葉で説明があれば、理解しやすいと思う。流れも詳しく知りたい。

飯塚市

- 入居希望者で身寄り（保証人）のない方が増加しているので、契約が不可能な場合がある。入院時の保証、体調不良時の受診同行（もしくは受診ができるように算段していただく）等の細やかな対応が可能な後見人制度が求められていると考える。
- 勉強不足であると思うので、学んでいける機会の提供をお願いしたい。このアンケートを記入する中で、施設内での研修機会を作ることを検討しようと考えた。
- 成年後見制度を利用するにあたって、成年後見制度の種類・手続等について、誰でも申立てが出来るのか、どのような人が後見人になれるのか、後見制度支援信託の仕組みや手続きの流れ、費用等について、難しいというイメージが強いようである。今後、利用する方があれば、気楽に相談できるように協力していきたい。
- 成年後見制度のメリットが分かりづらい。入院した時なども色々な同意書に制度活用できず（サインや保証人的な役割）、活用できる範囲が限局してしまう。あまり理解できていないので、もっと学ばなければならないとは思っている。
- 市町村長申し立てがもっと容易に出来たらいい。市町村長申し立てが必要な利用者が、条件が緩和して利用ができたらいい。県主催の成年後見制度の研修（オンラインでも）が増えてほしい。
- コロナ渦の状況で大変だと思うが、引き続き研修会等の機会を検討、実施をお願いしたい。
- 利用者の中には、家族と疎遠であったり、身内が亡くなられたり、身内が高齢となり、支援が難しい状況にある方がおられる。現在、困っている状態ではないが、今後、入院、手術等、問題が生じたときの対応が心配される。
- 研修は行っているが、現在、該当する方がいない事もあり、十分な理解は出来ていない。しかし、今後は、取り組むこともあるのではと思うので、情報等は知りたいと思っている。
- 必要な際に相談できる窓口を設けてほしい。
- 意思の決定が困難な方について、その方の命や財産を守るために必要な制度だと思うので、私たち事業者も理解を深め、支援の対象者が求める情報を伝えられるようにしたいと思う。
- 成年後見制度の申立てをする上で手続きが煩雑で、特に高齢の保護者には分かりづらいのではないかと思われる所以、希望する方が分かりやすく勉強できる機会があればよいと思う。

田川市

- ・ 研修会等を開催してほしい。十分に理解できていないため。
- ・ 成年後見人について、研修等機会があれば、ぜひ受講させて頂きたいと思う。
- ・ より利用しやすくなるよう、多くの県民に制度や相談窓口を知ってもらえるような取り組みをして欲しい。成年後見人等が受任、活動しやすいよう報酬助成制度を充実させて欲しい。
- ・ 利用者、家族ともに高齢化し、親族に頼れない利用者の成年後見人を当法人に担ってほしいとの相談が時々あるが、日常の業務上、どこまで担っていけるのか不安がある。成年後見人制度を申請した利用者が退所したが、頼れる身寄りがいないため、引き続き当法人で引き受けている。
- ・ 成年後見制度については、社会福祉法人田川市社会福祉協議会として取り組んでおり、当事業所と連携しながら取り組んでいる。
- ・ 利用者に限らず、何らかの被害を受けている方はいらっしゃると思うが、制度自体を知らない人も多いと思う。気軽に相談できるようなところが身近にあり、本人だけでなく誰でも相談できるようになれば、利用者も増えるのではないかと思う。
- ・ 法人後見の普及。コロナで難しいところはあるが、市民講座で制度を周知してほしい。

八女市

- ・ 市民向けの成年後見制度セミナーを開催しているが、病院や福祉施設職員向けの成年後見に関する勉強会も企画してほしい。例えば、成年後見制度利用促進基本計画に基づく各市町村の取り組み状況など、行政と関係機関との地域連携ネットワークを推進させるためにも情報公開を含めて周知を企画してほしい。
- ・ 近隣の社会福祉協議会が後見制度の事業を開始してくれたおかげでとても利用しやすくなり、事業所としては相談しやすくなった。社協と言うことで家族も安心して相談が進むことが出来た。調査票の趣旨と同じく、入居者の緊急連絡先としての家族（特に兄弟の場合）は本人と共に高齢化していくので、家族としての役割を担うことが難しいケースが増えている。そのため、今後も後見制度については必要に応じて利用していきたい。
- ・ 高齢者の方に限らず、後見人制度について知らない方は、多数おられると思う。例えば、TVのCMや新聞、広告などでもう少し身近に感じてもらえる取り組みが増えたらと思う。
- ・ 当施設でも今後、必要とされる利用者が増えると思われる。引き続き研修等の機会を作っていただければと思う。
- ・ 「成年後見制度」の言葉は聞いた事がある人も多いかと思うが、取り組みの詳細等、分からぬことが多いと思う。各事業所、管理者、サビ管、相談支援事業所等、特定の人だけではなく、職員含め、家族や一般の方も勉強できる場所を確保していただけたら嬉しく思う。
- ・ 成年後見人等にもよるが、選任される成年後見人等により、支援がしやすい方、しにくい方がおられ、要求等にすぐに対応される方、されない方がいる。すぐに対応していただく成年後見人等は、本当に支援もしやすい状況である。また、本人に1年に1度も会われない方、1年に1度は会われる方、毎月会われる方、様々である。コミュニケーションが取りやすい

成年後見人等の方が対応しやすく、本人の不安な部分などの解決も早い。様々な方が成年後見人等にならされていると思うが、成年後見人等の動きや本人との接見の頻度などを整え、安心して生きやすい社会になっていければ幸いである。

- ・身寄りがなく一人暮らしの方が多いため、今後のことなど相談できる後見人制度を利用し、安心して過ごせるようになればと思う。
- ・キーパーソンである父母や利用者本人の高齢化が進む中で、今後、成年後見制度の利用の必要性も高くなっていくことが考えられる。県で開催されている成年後見制度セミナーは、今後必要とされる市民後見人を増やすためにも良い取り組みだと思う。
- ・市長申立て行政調整していただいたが、なかなか進まず途中で亡くなられたケースがあった。
- ・地域包括支援センターの申し立て支援の事例などの研修があれば参加したい。
- ・金銭面において管理が不十分な方が多く、今後さらに成年後見制度を利用していけるように関係機関と連携していく。

筑後市

- ・経済的虐待と思われる事例があり、相談したことがあるが、「家族の関係にあまり立ち入れない。」「金銭的な問題にはあまり関われない。」といった弱腰な姿勢を見てうかがえる回答であった。確かに、本人と家族の関係性が悪化することを考えれば、むやみに介入できない問題ではあるが、この状態では結局のところ報告や相談をあげたところで、相談を受ける側にもそれなりの知識と法的な権利がなければ、問題の解決にはつなげられないと実感している。経済的虐待への問題意識が使い込みをしている側に感じられないため、公式なアナウンスがもっと必要だと思われる。
- ・保佐、補助の申立てを行う際、代理・同意行為目録の作成や、後見等決定後の報告書、終了書の作成について自治体にも研修をしてほしい。どういった状況の時に代理・同意権を付与しておくべきか、よく把握できておらず、所管の家庭裁判所へ尋ねても専門用語での説明が多く、こちらも民法をよく理解できていないので、説明を受けても分からぬことがある（中核機関設置も予定しており、申立てだけでなく後見人等が作成する報告書等の書類作成の支援ニーズも考えらえるため）。
- ・老々介護から施設に入所相談されるケースがあるため、地域の生きがいデイや介護されている家族向けに分かりやすく発信できないか。
- ・成年後見制度を広く一般の方に知って頂こうとクローバープラザにて、福岡県社会福祉協議会様主催で実施されているセミナー等は、良い取り組みだと思われる。Web配信も行われているようだが、PCの環境が整っていない方もいらっしゃると思うので、地域によって関心が高いような所では、地方での開催も考慮して頂ければと思う。

大川市

- ・今後、制度利用の若年化と8050問題（9060問題）による同居家族の協力が得られない事などが懸念される。制度の更なる見直しが必要だと思う。

- ・ 成年後見制度の重要性は高いにもかかわらず、必要性が十分に周知されていないため、利用者に話をしても、実際に申立てを行うまでのハードルが高いように感じる。市町村によって市長申立ての件数にバラつきがあり、申立てに対する考え方には差があるのではないかと思う。当市でももっと活発に行ってほしい。
- ・ 「成年後見制度」という言葉は知っているが、詳しい内容については分からぬことが多いので、今後研修の機会があれば参加したい（Zoomなどでも）。

行橋市

- ・ 成年後見制度の利用促進における、市町村による助成条件や金額面での不均衡。被後見人の資力の有無にかかわらず、躊躇なく安心して申し立てができる環境整備。身上監護より財産管理ばかりに重きが置かれていることに対する是正。市民後見人の育成の強化。
- ・ 成年後見制度については包括へ相談等をしている。本人、家族の理解が乏しく、時間を要しているが、法人後見受任に向けては検討していなかった。

豊前市

- ・ どのような事情を抱え、どのように成年後見制度の利用に至ったのか、また、成年後見制度の利用によりどのように暮らしの変化があったかなど、実例があれば教えてほしい。
- ・ 成年後見人等が選任されている利用者はいないが、実際に任意後見制度を検討されている方などの話は聞いている。介護保険契約に必要となるので、判断能力が低下される前に認識すべき制度である。福岡県民の方々に周知されるべき制度なので、周知しやすいよう今後、研修に参加したい。
- ・ 現在、訪問リハビリの利用者に対象者はいないが、地域の現状を鑑みると知識の必要性は感じている。知識を得る機会があれば参加したいと思っている。当事者が理解しやすいパンフレット（文字、イラスト等）があると良い。

中間市

- ・ 家族間で、「後見人をつけると財産を取られる」など、間違った考えが今なおある為、わかりやすく、もっと後見制度の内容を説明してもらえる機会を設けてほしい。
- ・ 成年後見制度でよく耳にするのは、申立てに時間とお金がかかる（後見報酬含む）事があげられる。費用がかかるのは当然のことだが、これが原因で家族信託を利用する方が増加していると聞く。ただ、裁判所を通さないため、不正を防ぐことが困難になるのも現実である。
- ・ 高齢化に伴い、認知症の方が今後ますます増えることから、一人でも多くの方々が尊厳ある暮らしができるよう制度の充実をお願いしたい。

小都市

- ・ 成年後見制度に関しては、本人の権利を守るために大切ではあるが、本人のための後見に

ならず、周りの方のための後見制度になっていると感じるところがある。後見人になって裁判所などに報告する書類だけではなく、定期的に本人や周りの支援者に聞き取りを行うなど適切な支援が行われているか確認するシステムが必要。

- ・ 現在、後見人まで必要ではないが、契約等の理解力が無く、職員又は保護者が付き添い、携帯電話等の契約を行っている方が多い。保護者も高齢になり、対応できないことも増えてるので、そのような些細な事での対応までできると助かる。
- ・ 成年後見制度のセミナーや研修会等、実施回数を増やして頂きたい。
- ・ 成年後見制度についての研修会に参加したい。

筑紫野市

- ・ 集団指導の際に配布される資料の中に成年後見制度に関する内容があり、また、諸々で目にするはあるが、それは私自身が興味を持っているから調べて目に入ることが多いように感じる。今ままの啓蒙活動では、待っているだけになっていると感じている。能動的な活動を通じて、権利擁護や成年後見制度を多くの世代に周知していく必要があると思う。
- ・ 定期的に研修会を開いていくと関心も高まると思う。
- ・ 後見申立の費用や、後見人の報酬が支払えない方への助成制度について知りたい。また、助成制度の利用方法について詳しく知りたい。利用者、支援者へ分かりやすく紹介してもらえる取り組みがあればと思う。
- ・ 今後、ますます成年後見制度の活用が必要となる対象者が増えると思われる。相談先などさらに身近で気軽な存在になつていただけると心強く思う。
- ・ 広報活動が必要だと思う。本人や家族より「ハードルが高い。」「費用面が高い。」との意見があった。
- ・ 金銭管理、財産管理は必要であるが、高齢者の施設では病院等での入院、治療、手術といったケースが多くなる。その場合の同意が、家族が疎遠、もしくは不在の場合、対応できずに利用者の負担が増える恐れがある。研修等でより深く成年後見制度を学ぶ機会がほしい。
- ・ 利用者は、心身の状態から特に外出が困難で、さらにコロナの影響で外出が難しくなってきているので、相談から申立てにおける支援を訪問にて行つていただけると安心できる。
- ・ 成年後見制度に対しての敷居が高いことが問題だと思う。説明が難しく、一度では理解していただけないこと、利用するにあたり手続きが煩雑なことから利用をためらわれる方が多い。まずは啓発活動をして、成年後見制度について知つていただくことが大切だと思う。支援する側も常に情報をアップデートし、正しい情報が伝えられるよう努力していく。

春日市

- ・ もっと分かりやすくしてほしい。
- ・ 説明会等、回数を設けていただき、法人での積極参画がしやすい環境を作つていただきたい。
- ・ 後見人の方が認知症を十分理解した上で選任されてほしい。「関わってくれる時間が短い。」と以前の成年後見人には思つてゐた。本当に制度を理解され、成年後見人にならつてゐるの

か疑問に感じた。生活面から全て決定や判断してもらうので、報酬を上げてもらえば、もう少し関わってくれるのではと感じる。

- ・ 親族等の身元引受人の「もし自分がいなくなったら、本人のことを頼む人がいない。どうしたら良いか分からぬ。」という声を聞くことがある。まだまだ知られていない制度だと感じる為、広報や分かりやすいパンフレットなどがあると良いなと感じる。
- ・ 福岡県が行っている成年後見制度の取り組みについて、十分な情報や知識がないので、定期的にタイムリーな情報が得られると勉強になると思う。身寄りがなく、生活困窮に近い状態にあり、年金内のやりくりで何とか生活ができるような方の今後の支援についても検討してほしい。

大野城市

- ・ 今後、明らかに必要である方であることが予測出来る方で、発達障害によるスムーズな契約の難しさがある方に、早めの面談や本人を取り巻く支援者とともに、関わっていただけるような取り組みを期待したい。
- ・ 未成年障害児の親権を利用した任意後見人について、詳しく知りたい。
- ・ 今は特にないが、また新たに情報等が入ったら連絡いただけると幸いである。
- ・ 家族の申し立てに関して、必要書類の記入などの協力のみ行っている。
- ・ 成年後見人等の職務や役割について、理解できる分かりやすい講座を開いてほしい。高齢化が進む現代において、権利擁護の支援が必要な方が増加しているため、成年後見人等の数を増やす取り組みをしていただきたい。

宗像市

- ・ 福祉の経験が少ない職員にとっては「成年後見制度」を知らない職員もいるので、分かりやすいパンフレットなどが、ホームページからダウンロードできると良いと感じた。
- ・ 成年後見制度を利用された利用者に対し、介護施設の負担が大きくなることがネックである。
①職員の人手が不足気味な時、通常はその家族に受診の同行を依頼する場合があるが、成年後見人の方は病院受診の付き添いができない為、職員の付き添いを余儀なくされる。②利用者の方が入院となる場合、入院手続きに成年後見人の方に来てもらいたいが、「遠方（他市）なのですぐには行けない。」「夜間なので行けない。」「施設職員に話していくからいいから。」などと言われる。「あくまで金銭管理のみ」というスタンスの方とは、利用者の今後の生活などは話し合うことができない。成年後見制度の推奨はしたいが、手続きに時間・手間がかかり、成年後見人等によっては、介護職員の負担も増えるので、あまり積極的な気持ちにはなれない。
- ・ 成年後見制度について理解のある関係機関が少ない。介護サービス事業所等についても、制度理解が進んでほしいと思う。
- ・ 利用者、保護者の高齢化も進み、今後の課題となることは確実なので、制度の理解と関係する知識の習得に、法人全体で取り組む必要がある。

- ・ 利用者の中で身寄りのない方が増えているように感じる。その方が認知症を発症され、判断が出来なくなるまですぐだったりするので、対応のスピード化が必要になってくると思う。
- ・ 高齢者、障がい者の認知度の低い方にとって切実な問題であると思う。現在、当施設では該当者がいないが、「このままいない」ということが続くとは思えない。問題が生じたらどこに相談すれば良いか、どう行動すれば良いか把握、理解に努めたいと思っている。
- ・ サービスが共同生活援助であり、ニーズは高いので今後ともよろしくお願ひしたい。
- ・ 制度に対する事業者・利用者家族への啓蒙活動の充実が必要だと思う。また、家族が成年後見人となった場合、どのような事務的作業等が生じるのか、弁護士などに依頼した場合の費用等、具体的な事例の紹介等もあれば理解が深まるかと思う。

太宰府市

- ・ 成年後見制度の取り組みについての研修会などを検討してもらいたい。
- ・ 県内においての成年後見制度の取り組みについての研修会を検討してもらいたい。
- ・ 制度について難しいと思いがちであるため、簡単にわかりやすいパンフレットなどがあると良い。皆さんにも配布したい。今後考えるきっかけにもなるだろう。
- ・ 私自身が個人後見で受任をしている。後見活動をしていて感じることは、全員ではないが、本人に財産がない方がいるので、報酬申立ては行っていない。助成制度の条件を幅広く拡充していただけたら助かる。
- ・ 必要と思われる人への情報不足なので、分かりやすく PR を進めてほしい。手続きの煩雑さがネックになることもあるので、もう少し利用しやすい制度であってほしい。
- ・ 障がい分野のヘルパー利用者の現状は、本人や家族の高齢化も進み、少子高齢のまっただ中にいると感じる。その中にあって成年後見制度の必要性は高いと思う。一方で、認知度が低く、使い勝手の悪さを実感することが多く、身近な制度になっていくことを期待している。
- ・ 専門職への依頼がよいのではと思うが、費用面が不明で多額になるのではと不安で本人に説明がしにくい。
- ・ 今後の為に制度の理解を深めていきたい。

福津市

- ・ 今後、成年後見制度を利用する方は増えて来るのではないかと思う。施設としてどのような手順で進めるのが一番その方達に合うかが、なかなか理解出来ていない現状である。何かわかりやすい表や手順書等があると良いなと思う。
- ・ 社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業を利用して、利用者の金銭管理等の支援を行うことは多い。成年後見人制度については、関心もあり活用したいと考えているが、現時点では実情に合わず支援に直接結びついていない。障がい福祉サービス向けの研修会や情報交換の機会があるとありがたい。

うきは市

- 今後、利用者のキーパーソンの高齢者化に伴い、近い将来に必ず取り組みが必要になる制度だと思う。
- 今後、本人・家族とも高齢となり、申し立てが困難になってくるため、本人の権利を守るために、早急に必要な場合は、第三者（施設の職員）でも、より容易に申請が出来るよう、また、訪問で手続き等ができるよう制度を整備してほしい。また、虐待までとは言えなくても、家族に話を持ちかけづらい、家族が管理して譲らない等、成年後見制度を進めていくのが困難な場合、スムーズに制度による支援が受けられるような仕組みがあったらよい（生活保護の方でも知的障害の方等は、金銭の管理を家族と調整されてしまうため、困ることがある）。
- 制度が複雑で難しく、利用手続きを出来る人が少ないとと思う。市役所や相談支援員などが「そろそろ必要になったのでどうですか」と声をかけ、利用を促す取り組みも必要になるかと思う。

宮若市

- 独居老人が増えることが予想される中で、財産管理や身上監護だけでなく、病気の治療や終末期から死を迎えるにあたって、それぞれの場面で判断が必要になった時に、誰が支援するのかを決めておくことも必要だと思う。
- 時間と手間が一切なければ、様々なことを推進したい。
- 利用者や家族に成年後見制度等の検討を進める上で、協力を得る事がなかなか難しく、相談の連絡もつきづらく、先送りになっている現状である。

嘉麻市

- もっと周知が必要。
- 成年後見人等の仕事内容について、家族もよく分かられておらず、どこまでお手伝いしていただけるのか分からないので、難しい言葉ではなく、具体的に説明されるようにお願いできれば助かる。また、土日祭日は休みで連絡がとれないので、連絡が取れるようになればありがたい。
- 個人の権利がより一層守られる為にも、成年後見制度に関する情報は、広く周知されるべきものだと思う。その必要性と「難しくないよ。」という意識付けが大切になるのではないだろうか。当法人でも前向きに取り組めるよう働きかけたいと思う。
- どの時点で検討をし始めるべきか悩む。親族が適切に管理している場合、その親族が亡くなつてからでよいのか。精神障がい者の支援で今後の事を考えると成年後見制度を検討したいので、気軽に相談したい。
- 認知症高齢者は増加しているが、家族がいる以上、施設としては入り込む事は難しいのが現状である。ただ、相談窓口は広げてもらい、気軽にお尋ねできる場所を作ってもらえたと思う。

- ・ 成年後見制度は出来ないことが多く、あまり期待出来ない。家族が成年後見人であれば別であるが。
- ・ 報酬の手続きや活動の費用負担の軽減、基本報酬のあり方の改定などが必要である。重要な制度とは思うが、どのようなときに利用を始めればよいのか、親族から成年後見制度に切り替えるべきなのか考える。
- ・ 虐待（金銭的、ネグレクト、身体的、精神的）を疑うケースもある。制度について詳しく理解はしていないので、機会があれば勉強をさせて頂きたいと思っている。

朝倉市

- ・ 今後、認知症高齢者が増加すると思うので、成年後見制度の研修を開催してほしい。
- ・ 成年後見人は今後も需要が増えていくと思うが、必要性を感じない利用者ばかりの事業所は、研修の必要性を感じないので、無知な職員が増えるばかりである。なぜ必要なのかなど、しっかりアピールしていただくと、今後の人材育成にも大きく繋がるのではないかと思われる。また、その際に管理者への働きかけをお願いしたい。勉強したい職員も自学にとどまってしまい、もったいないと思うので。
- ・ まだまだ成年後見制度への理解は低い。施設入居者に検討している人はいるが、本人の拒否が強く、なかなか進まない現状がある。また、専門職の中でも、社会福祉士の候補者が少ないと感じる。家族の理解が乏しく、「煩雑ならいい。施設に迷惑かけたくない」という言葉も聞くことが多い。もっと分かりやすいパンフレットなどがあったらいいなと思う。
- ・ 市長申し立てを考えるが、なかなか申立てまでに時間がかかる。
- ・ 成年後見制度を利用されている入居者がいるが、急な病院受診への立会を連絡しても、繋がらないこともあります。面会等で訪問された事がない。成年後見制度が上手く機能しているとは言い難い為、利用者の安心の為にも見直し及び改善が必要かもしれない。
- ・ 本人の判断、理解力があるうちに成年後見制度について、本人や周囲で考えておけるよう広報していただきたい。

みやま市

- ・ 認知症の診断があった時点から、本人や家族へ成年後見制度について説明される機会があれば、本人や家族の不安も軽減でき、広く浸透すると考える。

糸島市

- ・ 福祉事業所が、成年後見人等とどのように連携をとるのか、実例を交えた研修を実施された場合には、参加したいと考えている。
- ・ 周知がされていないこと、関心が薄いことが目立つ。まず、制度内容や関わり方などの周知をしていただきたい。施設職員に対しても、新規の職員でも理解や関心が出るような内容、現職の職員には利用者の関係者へも説明ができる知識、を得られるような資料があればと思

う。普段から利用者の家庭に問題がなければ、成年後見人の話題は殆ど出ない。そのような場合にも、成年後見人についての情報を家庭から得ても良いのかと、職員から疑問が出る。

- ・ 法人後見については、現実的な取り組みを行う上で報酬のあり方、客觀性など、どのような形態となるのか理解不十分なため、機会を見て学んでいきたいと思っている。研修・講義などでお世話になる時には、よろしくお願ひしたい。
- ・ 利用者の保護者の方も興味ある方が多く、ペアレント研修として講演等お願いしたいが、どこに（誰に）お願いしてよいのか分からぬ。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、研修自体行きづらく困っている。
- ・ 地域では、やっと市民後見人が活動を始めた段階である。まだまだ利用促進には至っていないと感じるので、アウトリーチができる体制作りが急務だと思う。
- ・ 「成年後見制度」という言葉は耳にするが、十分に理解されている人は少なく感じる。また、この制度について、認知症、精神障がいを抱えた方を守るという意味では必要だと思う。親族以外が後見人に選任された場合、費用面での負担から利用されづらいのかとも感じている。
- ・ 介護施設への入所が必要となった場合に、無年金の生保受給者の成年後見人等の選任が進まないことに困惑している。市町村にて首長申し立てを求めるが、なかなか進めていただけない。契約にあたり、成年後見人等の選任がない方は施設から敬遠され、入所できない。
- ・ 費用等を含め、分かりにくく。
- ・ 現状の成年後見制度では、本人の経済活動を完全に把握することは不可能であるので、成年後見制度とは別の金銭管理サービスが必要になると思われる。
- ・ まだまだ十分な知識がなく、学ぶ機会の拡充が必要だと感じている。

那珂川市

- ・ 気軽に参加できるような、権利擁護や成年後見制度に関する研修を実施してもらいたい。現在はコロナ禍のため、オンラインによる研修や学会が多いが、オンライン等の設備がない事業所もあるため、コロナが落ち着いてきたら、今後は対面式での研修を計画してほしい。
- ・ 相談支援員がすすめても拒否が強く、利用するに至っていない。
- ・ 事業所や利用者等に周知しやすい資料（紙芝居）などがあれば、漢字が多く苦手意識を持つ人にも、もっと興味や関心を持ってもらうことが出来るのでは。
- ・ 法人後見について知りたい。
- ・ 成年後見に係ることとして、①費用が不透明、②手続きが複雑、の2点が大きい。今からの時代、親子で介護が必要な人、重度障害の子を持つ高齢の親、少子化による家族の支援困難、主介護者がニート（親の年金で暮らしている）など、問題は多い。制度導入についての事例提供などがあれば参考になる。

宇美町

- ・ 私たち事業者もそうであるが、高齢の方々にそういう制度がある事や内容等をもっと啓発していく必要がある。

篠栗町

- 今後、成年後見制度を利用しなければならない利用者が、もっと増えていく事が予想される（ここ5年で急に対応が増えている）。役場で、相談に行くも詳しい説明がなされずに困っている方をよく見かける。もっと窓口を広く、分かりやすくする工夫が必要ではと考えている。
- 家族の方が生活に困窮し、利用者の年金をつかい込んでいるよう、施設利用料の滞納者が増えてきている。強制的に年金が入る通帳を施設管理としたり、督促したりなど、施設側の負担も大きく、対応に苦慮している。病院や施設向けに研修会等があるとありがたい。
- 制度が周知されてきているのか、近頃は施設利用前にすでに成年後見人等が選任されているケースが増えた。受け入れる側としてはとてもありがたく思う。

志免町

- 法定後見の申立が普及しない原因の一つとして、本人・家族の理解が得られないことがある。明確に拒絶しているわけではないが、必要性を感じていないという家族がとても多い印象である。また、利用者の担当ケアマネージャーへ相談しても、制度の理解はあるが、いざ申し立てまで具体的に動いてくれる（専門機関へ繋げてくれる）人がいない。自治体についても同様で、親身に相談に対応してくれ、場合によっては首長申し立ても積極的にされるところもあれば、「弁護士さん紹介しましょうか？」と我関せずの自治体もある。そういう専門職・自治体職員への周知活動などもお願いしたい。
- 成年後見制度の対象になられる方は大勢いる。以前、身寄りのない方で認知症も進行し、施設入所も進まずに知人からの金銭搾取を疑われている方の町長申し立てを町に依頼したところ、なかなか進まずに成年後見制度につながるのに何年も費やした。その時に北九州市のようなきちんとした組織があれば相談しやすいのにと思った。手続きが面倒で時間もかかるため、家裁に電話をしただけで諦めた方もおられる。地域ごとに相談のできる組織の確立をお願いしたい。
- 申し立てが煩雑で、対象の高齢者が内容を理解しているのか、確認しながら進めていくことが難しい。また、身寄りがない方で、判断能力が落ちてきた方（補助・保佐相当）への申立支援の進め方について、事例報告などの研修会を実施していただきたい。
- あまり今まで携わったことがないので、今後機会があれば一度話は聞いてみたいと思う。
- 市民後見人について、後見人の方の後見人になりたい動機や資質にバラつきがあると思われるが、そのことに対する対策が検討されているか気になっている。

須恵町

- 成年後見人のされる仕事の内容にばらつきがあり、どこまでがしてくださる所なのかわかりにくい。連絡の取りにくい方もおられ、緊急時に困ったこともある。自分で判断のつく状態の方の看取り期の話し合いの時に、本人の気持ちや医師の見解を受けつけず、自分の意見を通されたが、後々まで「家に帰してあげたかった」という想いを身内の方にさせてしまった

ことでもあった。法律で決められた中での活動であろうと思うが、そういう疑問に答えてくださる所があればいいと思う。

新宮町

- ・ 亡くなった時の支援がない為、その後を誰がするのか問題になることがあった。
- ・ 顧問司法書士による家族向けの成年後見人制度の説明会を予定している。

水巻町

- ・ 成年後見制度のことを家族や親族に話す場合、「お金」のことと、いろいろな手続きのことをよく言われる。また、成年後見人等が選任されると、その利用者について「関係ないので、後見人の方に言ってください。」と家族や親族の方が、利用者との関わりに対して「いっさい関係ありません。」などと言われる。親族、家族に対して、役所の関係者から広く周知していただく方が良いと思う。
- ・ 家族から年金等を使われている事例があるが、その家族と成年後見制度の利用について話し合うことが難しい。
- ・ 成年後見人候補者について専門職団体との連携の必要性を感じる（成年後見人情報の開示等）。
- ・ 費用や開始までの期間など基本的な部分を知りたい。制度理解はあるが、具体的な流れや費用の周知が必要である。また、今後、必要性がますます高まることが予測される為、定期的な研修等で制度の理解を深める必要がある。制度利用が必要と思われる高齢者の理解、協力が得られずに苦慮している。
- ・ 今後、重度の認知症の方の受け入れも検討しており、受け入れにあたり全職員が、成年後見制度の仕組みについて、説明ができるように、施設内での研修内容の強化を実施予定である。

岡垣町

- ・ 認知症や独居の高齢者が増加している中で、制度があるのは認識しているが、勉強不足で身近に感じられない。身近に取り入れやすい制度になればと思う。親族がいても、関わりを避ける状況にあるケースなどがある。思いは複雑である。
- ・ 現役世代への周知がもっと進めば、制度を有効活用できると思う。
- ・ 身上監護の職務内容が、後見人によって相違がある。法律行為の契約や手続き等に限定され、入院時の療養生活への関わり、支援は出来ないと判断される方と、親族としての関わり、配慮対応される方がおられる。今後、市民後見人への需要が求められていくと思うが、福岡県の取り組みや実情を踏まえた市民後見人の役割等に関心がある。
- ・ 身寄りのない方が入院した時に、治療方針や延命といったところでどう対応していくか悩んでいるところである。後見人がついても入院後の対応はできないなど聞くが、何か対策があるだろうか。いろいろと勉強していきたい。
- ・ 成年後見制度を利用する為の手続きに時間を要する。申立人がいない場合の費用について苦

慮する。成年後見人に医療の知識がない。

遠賀町

- ・ 知識として熟知すべき事項と思うので、知識を得る機会を頂きたい。
- ・ 今のところ必要である方がいないので、現状は知識を増やそうという思いはないが、今後の事を考えると少しずつ理解を深めていくべきなのかなと考えてはいる。
- ・ 家族に大切にされている方ばかりだが、知的障害の子供の将来の事を考えて、少しずつ貯めている貯金を定期にしたばかりに、必要な時におろせない事から、親であっても証明するためには成年後見をとって欲しいとの事。親として、今の制度の見直しをお願いしたい。
- ・ 市町村長申し立てのハードルが高く、病状悪化など急を要する場合、特に身寄りなく困窮されている方等、申し立てのハードルを下げて頂くような取り組みをお願いしたい。
- ・ 相談窓口を周知してほしい。

小竹町

- ・ 身寄りのない利用者の相談が増加しており、親族による申立てができないケースが散見される。市町村長による申立てが妥当であっても、市町村による実績が様々であり、同じようなケースであっても住所地によっては適切に対応がなされていない。
- ・ 申立人となり得る親族等がいないケースで制度を活用できない人が出てきている。市町村の申立てのほかに専門職での申立てができるようになればと思う。

鞍手町

- ・ 社会福祉法人で入所がある事業所もしくは相談機関は、定期的にこの制度について学ぶ機会を設けられる機会があると良いと思った。メリットやデメリットは説明できないと、デメリットがクローズアップされがち（保護者から話を聞くと）だなとは思った。
- ・ 今ひとつ、利用の仕方や費用などが分からず、身近な制度な気がしないため、勉強会の機会がほしい。

筑前町

- ・ 障害者相談支援事業の利用者が、日常生活支援事業や成年後見制度に繋がる可能性が十分あるため、研修等の参加を含め、制度の理解に努めていきたいと思う。
- ・ 成年後見制度を利用されている方がいる。施設サービス契約、金銭管理を代理して頂いており、施設としては柔軟にフットワーク良く、サポート頂いている。

大刀洗町

- ・ 成年後見制度という名前はよく耳にするが、内容が分かりにくく、手続きが大変というイメ

ージがあり、利用するのにハードルが高い。もっとわかりやすく、いざ必要になった時に制度を利用してみたくなるような取り組みをしてほしい。

- 市町村行政の対応にばらつきがあり、困ることがある（市町村長申し立てを依頼した際、対応していないと言われる市町村がある。利用者本人の年金が入っている通帳から、不明なお金が引き落とされても対応してもらえない。）。成年後見制度の利用を促しても家族が拒否をされることが多く、強く言えないことがある（身元引受人であるため、年金の通帳を家族が管理されていて、お金の流れが把握できない。利用料は、今のところ滞納することはないのだが、今後が心配。）。施設としてどのように進めるべきかわからない。

大木町

- 自分自身が制度について不勉強だったころ、日常生活自立支援事業との違いも分かっていなかった。そのことも含め、介護業界への認知がまだ不十分な気がする。ネットや研修制度などを活用して知識を広めていく事が必要かと思う。
- お金の管理が出来ない為、他の利用者に八つ当たりしたりする利用者がいる。直接支援としては、必要性を感じる時があるが、時として、他の機関が「本人の意思」ということで動くことが難しい。特に知的障がい者は、意思決定は難しいので、意思決定する部分とアドバイスする部分を持っているべきである。相談事業所の方々もモニタリング以外でも施設に来てもらいたい。

広川町

- 新型コロナウィルス感染症の流行により、研修会は控えている。成年後見人制度を利用するにあたり、後見人への報酬が負担となり、利用を拒まれる方がいる。財産がない人に、もつと使い勝手のよい制度にしていただきたい。
- 研修会等を増やしてもらいたい。

香春町

- 利用者の中には家族とそもそも疎遠で連絡がつかない方や「緊急連絡先だけなら。」と渋々受けさせていただいたりしている方もおられる。普段の関わりでは現状支障はないものの、提携の医療機関のスタッフから「医療同意」の際に空白があり、現場で悩むこともあるとの説明を受け、自分たちも直面した場合、難しい問題となると感じた。
- 高齢社会が進むことで、今後、事業者としてさらなる関心を持ち、個人の権利を守る上においても、重要な問題だと考えている。また、法整備の拡充が必要だと思う。

添田町

- 成年後見制度の取り組みは、少ししか理解出来ていないので、研修などに参加し、理解していきたいと思っている。

糸田町

- ・ 市町村によって質問した際の対応に違いがあり、タライ回しにされたと利用者から相談された事がある。

川崎町

- ・ 検討から実施までに時間がかかったように思う。急を要する事が多いので、早い対応をお願いしたい。
- ・ 市町村ごとの取り組み格差。

福智町

- ・ 近年、成年後見制度を利用される高齢者が増加しており、この背景には、核家族化や高齢者の独居世帯の増加があると考える。当施設にて、主な問題となっているものとして、急な病気・事故により命に支障をきたすケースにおいて、病院での手術の同意・身元引受人の確認で、成年後見人とのコンタクトがうまくいかないことが起きた。我々としては、成年後見人が被成年後見人の責任者であると認識しているが、このことについての周知徹底を県にお願いしたい次第である。
- ・ 成年後見制度を活用して、少しでも利用者や家族が安心して生活できるような体制を早くから作っていくことが必要であると思う。当施設でも成年後見制度についての研修を幅広く行っていきたいと考えている。
- ・ 家族から経済的虐待を受け、施設の利用料や本人の生活費（衣類購入、病院受診等の費用）の支払いがなかったが、成年後見制度を利用して、補助人が本人のお金の管理をして頂けるようになった。身寄りもなく、独居の方が多くなってきた現在、利用者が急変した場合や亡くなられた場合などの対応に苦慮するので、施設入所する場合に後見人がいると、家族がいなくてもいろいろな事を相談、対応して頂けるので、施設としても助かる。成年後見制度を在宅生活時にもっと活用できるように体制を整えて頂きたい。

苅田町

- ・ 成年後見制度のすすめ方が難しい。

みやこ町

- ・ 全く身寄りのない方で、判断能力の欠如があるケースなどでは、初めの介入者が責任や負担を負いやすいこともあり、マンパワーや経費を要することもある。

成年後見制度に関する実態把握調査 回答票

種別		施設・事業所名		受付No. (記載不要)
回答者 役職・氏名		連絡先 (TEL)		

※令和3年9月1日現在の状況、人數をお答えください。

※同一のFAX番号で複数の事業所がある場合には、本回答票をコピーして、事業所ごとに御記入ください。

1. 基本情報

(1) 貴施設・事業所における利用者数を記入してください。

--

人

※ここでいう利用者数とは、定員数ではなく、実利用者数（契約者数）を指します。

相談支援に係る事業所については、直近1か月の相談者数を記入してください。

(2) 貴施設・事業所で実施または受講した権利擁護や成年後見制度に関する研修（内部・外部は不問）について、直近2年間の実施（受講）回数について、当てはまる英字に○を記入してください。

A	実施（受講）していない ○回	B	1~2回
C	3~4回	D	5回以上

(3) (2)で「1回以上実施したことがある（B～Dに○）」と回答した場合のみ回答してください。

貴施設・事業所で実施または受講した権利擁護や成年後見制度に関する研修内容について、当てはまる英字に○を記入してください（複数回答可）。

A	成年後見制度の概要	B	成年後見制度の利用手続き・費用
C	成年後見人の職務や役割	D	法人後見
E	その他（内容：)		

2. 成年後見制度に関する実態について

問1 貴施設・事業所の利用者で、以下の項目に該当する方はいますか。該当する場合、その人數を記入してください（現在、成年後見制度を利用している人は除きます）。

法 律 行 為	① 本人の判断能力が不十分であるため、過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪質業者につきまとわれている		人
	② 本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議などの法律行為を行えない。		人
	③ 本人の判断能力が不十分であるため、診療契約やサービス利用契約を理解できず、利用が進まない。		人
虐 待 被 害 等	④ 本人の判断能力が不十分であるため、現金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又はその疑いがある。		人
	⑤ 本人の判断能力が不十分であるため、④以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある。		人
	⑥ 本人の判断能力が不十分であるが、親族などが必要な医療・介護・福祉サービスの利用を拒否しているためサービスが受けられない。		人

財産管理	⑦	本人の判断能力が不十分であるが、管理すべき財産が多額（おおよそ1,000万円以上）である。		人
	⑧	税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。		人
	⑨	本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができていない。		人
その他	⑩	その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。【具体例：】		人

★権利擁護の支援が必要な方の合計が
「0人」の場合→問5③、問6以降へ

権利擁護の支援が必要な方の合計

問2 問1で回答した「権利擁護の支援が必要な方」について、下記①～④のうち当てはまる人数を回答してください。1人で2つ以上の属性に該当する場合には、主要な属性について1人としてください。

①	認知症又は認知症が疑われる方		人
②	知的障害又は知的障害が疑われる方		人
③	精神障害又は精神障害が疑われる方		人
④	その他		人

(問1の合計人数と合致させてください。)

合計

人

問3 問1で回答した「権利擁護の支援が必要な方」の年齢の内訳を記入してください。

①	20歳未満		人	⑥	60代		人
②	20代		人	⑦	70代		人
③	30代		人	⑧	80代		人
④	40代		人	⑨	90代		人
⑤	50代		人	⑩	100歳以上		人

合計

人

問4 問1で回答した「権利擁護の支援が必要な方」で、以下の項目に該当する人数を記入してください。

①	身寄りがない又は近くに頼れる親族がない。※1		人
②	親族はいるが協力を得ることが困難である。※2		人

※1) ここでいう「親族」とは、「2親等以内の血族又は姻族（本人及び配偶者の兄弟姉妹、孫など）」及び「回答者が知りうる範囲の4親等以内の血族（本人のいとこ、甥姪の子など）」を指します。

※2) 「協力を得ることが困難である」の例は、以下のとおりです。

- ・ 親族が身体的又は精神的問題等を抱えており、利用者を支援できない状況にある。
- ・ 親族から虐待（身体的・精神的・経済的・性的・ネグレクト等）を受けている、又は過去に受けた。
- ・ 本人と親族間に何らかの利害対立が生じている。
- ・ 親族はいるが協力を拒否されている、又は連絡がつかない。等

問5 ①問1で回答した「権利擁護の支援が必要な方」の内、成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している人数を記入してください。

★「0人」の場合 → 問5③へ

人

②問1で回答した「権利擁護の支援が必要な方」の内、今後1~2年で成年後見制度の申立てが必要と見込まれる人数を記入してください。

人

③過去3年間で、成年後見制度の利用につながった利用者について、その人数を記入してください。

人

問6 (問5①もしくは③で「1人以上」と回答した施設・事業所にうかがいます。)

成年後見制度の申立てに向けて準備・検討を進める上で相談している（相談した）機関について、当てはまる英字に○を記入してください（複数回答可）。

A	家庭裁判所	F	ぱあとな福岡（県社会福祉士会）又は社会福祉士
B	地域包括支援センター	G	市町村社会福祉協議会
C	市町村行政（地域包括支援センター以外）	H	障害者相談支援事業所
D	県弁護士会又は弁護士	I	その他（内容：）
E	リーガルサポートふくおか（県司法書士会）又は司法書士	J	他機関には相談していない（自施設・自法人のみで対応）

問7 (問5①もしくは③で「1人以上」と回答した施設・事業所にうかがいます。)

成年後見制度の申立てに向けて準備・検討を進める上で困っている点について、項目ごとに当てはまる番号を選び、○を記入してください。

非常に困っている	困っている	どちらでもない	あまり困っていない	困っていない
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5
1	2	3	4	5

a	申立費用の工面	1	2	3	4	5
b	後見人候補者がいない（少ない）	1	2	3	4	5
c	本人の財産が少なく、候補者が確保できない	1	2	3	4	5
d	本人の制度の利用に対する拒否	1	2	3	4	5
e	申立人（親族）の協力が得られない点	1	2	3	4	5
f	市町村長申立が進まない点	1	2	3	4	5
g	申立のための資料収集が困難である点	1	2	3	4	5
h	申立ての煩雑さ	1	2	3	4	5
i	相談できる機関等がない（少ない）	1	2	3	4	5
j	その他の支障（内容：）	1	2	3	4	5

※複数名の記載が必要な場合は、お手数ですが人数分をコピーして記入をお願いします。

問8 貴施設・事業所において、現在、成年後見人等が選任されている利用者的人数を記入してください。

①成年後見人等が選任されている利用者的人数

人

②(上記①で「1人以上」と回答した施設・事業所にうかがいます。)

成年後見人等と利用者との関係について、下記のうち該当する人数を記入してください。

※複数後見の場合には、それぞれ人数を記入してください（複数後見の場合には、問8①及び「②の合計人数」が異なることになります）。

A.親族後見人

人

B.専門職後見人

人

C.法人後見

人

D.市民後見人

人

上記のうち、類型ごとに人数を記入してください。

後見
保佐
補助
任意後見
未成年後見

	人
	人
	人
	人
	人

	人
	人
	人
	人
	人

	人
	人
	人
	人
	人

	人
	人
	人
	人
	人

人
人
人
人
人

3. 法人後見について

問9 法人後見実施に係る取組・関心度について、当てはまる英字に○を記入してください。

A	既に法人後見を受任している	B	法人後見受任に向けて検討中
C	理解しており、関心がある	D	十分に理解できていないが、関心がある
E	関心がない、知らない	F	その他（内容：）

4. その他

問10 福岡県における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等をご記入ください。（自由記述）

以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。

令和4年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

保険金の種類	プラン	基本プラン	天災・地震補償 プラン	【新設】特定感染症 重点プラン
ケガの 補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外 ^(*)		初日から補償
賠償責任 の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○
賠償責任 の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円	550円

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒に結ぶ団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間：平日の 9:30～17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和4年度

**新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、
新たなオプションが追加されました**



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償

① 基本補償(賠償・見舞費用)

（賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険）

保険期間 1年

▶保険金額

		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠 償 事 故 に 対 応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - ・ 医務室の医療事故補償
 - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- NEW**
- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

 - ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
 - ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
 - ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン 3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
 - オプション：使用者賠償責任補償
- ② 役職員の傷害事故補償
- ③ 役職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン 4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL : 03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL : 03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

成年後見制度に関する実態把握調査報告書

令和4年3月

**社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
地域福祉部 権利擁護センター**

**福岡県春日市原町3丁目1番地7
TEL 092-584-7411**